

物流パターンごとの荷主の考え方

令和7年3月

目次

- ・ 荷主等の定義・義務
- ・ 荷主の区分の考え方
- ・ 複数の種別の荷主等に該当する場合

1. 基本パターン

- 1-1. 通常物流
- 1-2. 引取物流
- 1-3. 社内物流
- 1-4. 自社配送
- 1-5. チャーター便
- 1-6. トラック以外の輸送を含む場合
- 1-7. 連鎖化事業者

2. 物流業務の委託等を行うパターン

- 2-1. 寄託倉庫
- 2-2. 物流子会社・3PL
- 2-3. 専用倉庫・配送センター

3. 間接的な売買や受渡しのパターン

- 3-1. 委託販売
- 3-2. 材工請負
- 3-3. 元請事業者が資材等を発注している場合
- 3-4. 商流のみに関わる場合

4. その他

- 4-1. 事業者・消費者間の物流
- 4-2. 共同配送
- 4-3. 巡回集荷/配送
- 4-4. 海外への運送

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0	—	初版。2025年4月1日施行

凡例



物流関連取引の流れ



モノの流れ



売買取引の流れ

【Mトン】

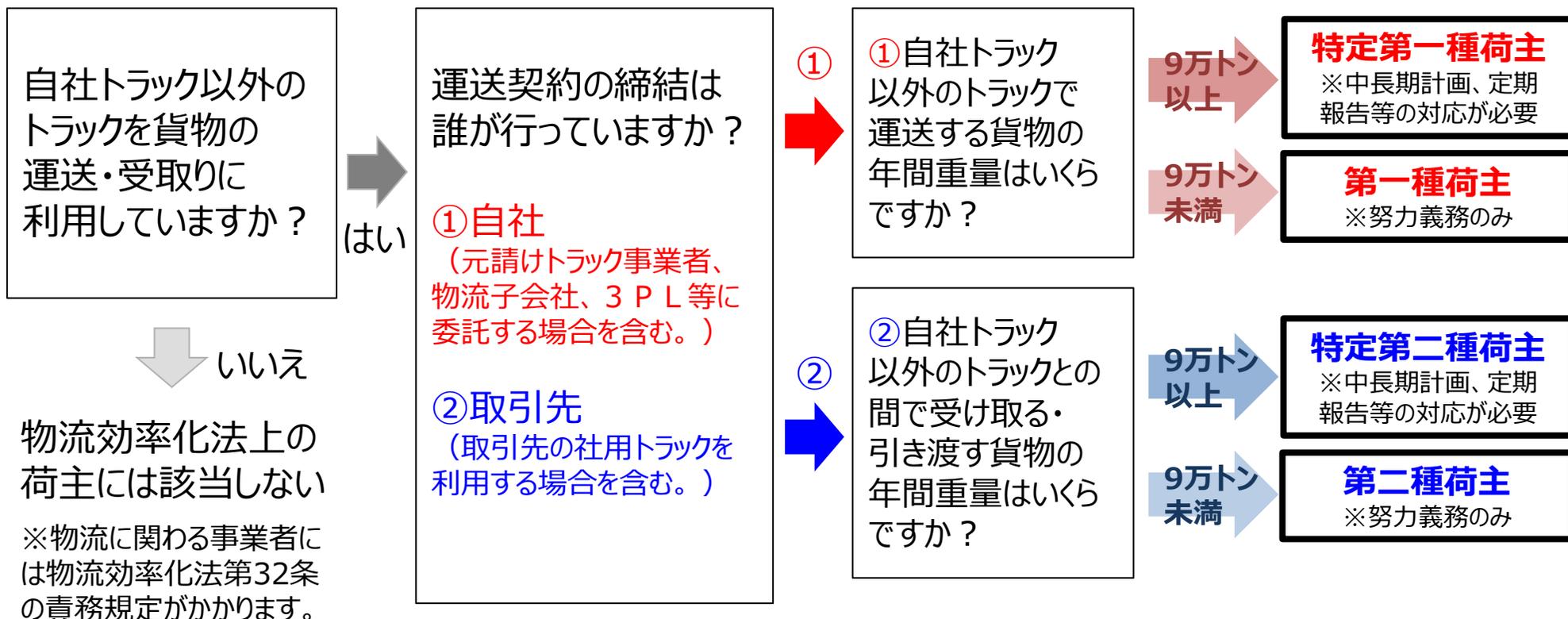
特定事業者の指定基準
重量として計上する重量

荷主等の定義・義務

種別	定義（第30条／第45条）	努力義務（※）	特定事業者の義務
貨物自動車 運送事業者 等	貨物自動車運送事業者等貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）及び同法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。	第34条 ・積載効率の向上等 （輸送網の集約、配送の共同化等）	・中長期計画 ・定期報告
第一種荷主	自らの事業（ <u>貨物の運送の事業を除く。</u> ）に関して継続して <u>貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者</u> （第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。） <u>に貨物の運送を行わせることを内容とする契約</u> （貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。） <u>を締結する者</u> をいう。	第37条第1項～第3項 ・積載効率の向上等 （リードタイムの確保等） ・荷待ち時間の短縮 （日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮 （パレットの利用等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
第二種荷主	次に掲げる者をいう。 イ 自らの事業（ <u>貨物の運送及び保管の事業を除く。</u> □及び第四十五条第五項において同じ。）に関して継続して <u>貨物</u> （自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。□及び第四十二条第四項において同じ。） <u>を運転者（他の者に雇用されている運転者に限る。</u> 以下この号において同じ。） <u>から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者</u> □ 自らの事業に関して継続して <u>貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者</u>	第37条第4項・第5項 ・荷待ち時間の短縮 （日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等 （第一種荷主への協力等） ・荷役時間の短縮 （検品の効率化等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
貨物自動車 関連事業者	次に掲げる者をいう。 イ 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下「倉庫業者」という。） □ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第三条第一号に掲げる事業を営業者であって、当該事業について運転者との間で貨物の受渡しを行うもの 八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業を営業者のうち貨物の運送を行うものであって、当該航空運送事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者 二 鉄道事業法第二条第二項の第一種鉄道事業又は同条第三項の第二種鉄道事業を営業者のうち貨物の運送を行うものであって、当該第一種鉄道事業又は当該第二種鉄道事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者	第41条 ・荷待ち時間の短縮 （日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮 （停留場所の拡張、荷役等に前後する貨物の搬出入の迅速化等）	・中長期計画 ・定期報告
連鎖化事業 者	定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者であって、当該契約に基づき、当該契約の相手方（以下この条において「連鎖対象者」という。）と運転者との間の貨物の受渡しの日及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるもの	第45条 ・荷待ち時間の短縮 （日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等 （第一種荷主への協力等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任

（※）荷役等時間の短縮の対象は、荷主自身が管理する施設及び寄託先の施設におけるもの。荷待ち時間の短縮の対象は、くわえてその周辺の場所におけるもの。

荷主の区分の考え方



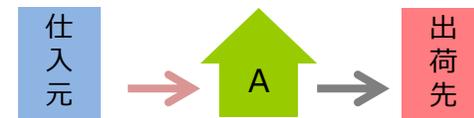
【留意事項】

- 運送事業者との運送契約について、自社契約、取引先契約（自社で貨物の受渡しを行うものに限る。）の両方がある場合、第一種荷主、第二種荷主の両方に該当します。（フローチャートの①、②両方に該当します。）
- 取扱貨物の重量は、受取り、引渡しで区別せず、自社契約分、取引先契約分のそれぞれで、受取り分と引渡し分の貨物重量を合算します。（例えば、年間受取貨物重量5万t、年間引渡貨物重量5万t、いずれも取引先契約の運送事業者とやり取りしている場合、第二種荷主としての取扱貨物重量10万tとなり、特定第二種荷主に該当します。）

複数の種別の荷主等に該当する場合の扱い

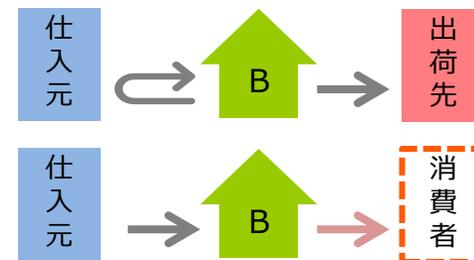
ケースA：第一種荷主かつ第二種荷主

- 製造業、卸売業等において、仕入時は仕入元が、出荷時は自らが運送契約を締結する場合などは、第一種荷主及び第二種荷主に該当する。



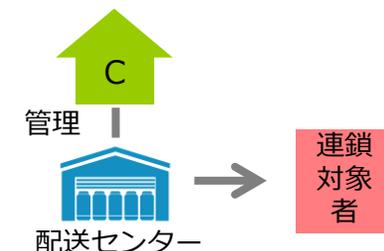
ケースB：第一種荷主のみ又は第二種荷主のみ

- 卸売業等において、仕入（引取物流）も出荷も自らが運送契約を締結する場合などは、第一種荷主のみに該当する。
- 小売業等において、仕入れたものを個人消費者に販売するのみで、自ら運送契約を締結することがない場合などは、第二種荷主のみに該当する。



ケースC：第一種荷主かつ連鎖化事業者

- フランチャイズ店が仕入れる商品の配送センターを当該フランチャイズの本部が管理しており、当該本部が運送契約を締結している場合、当該本部は第一種荷主及び連鎖化事業者等に該当する。

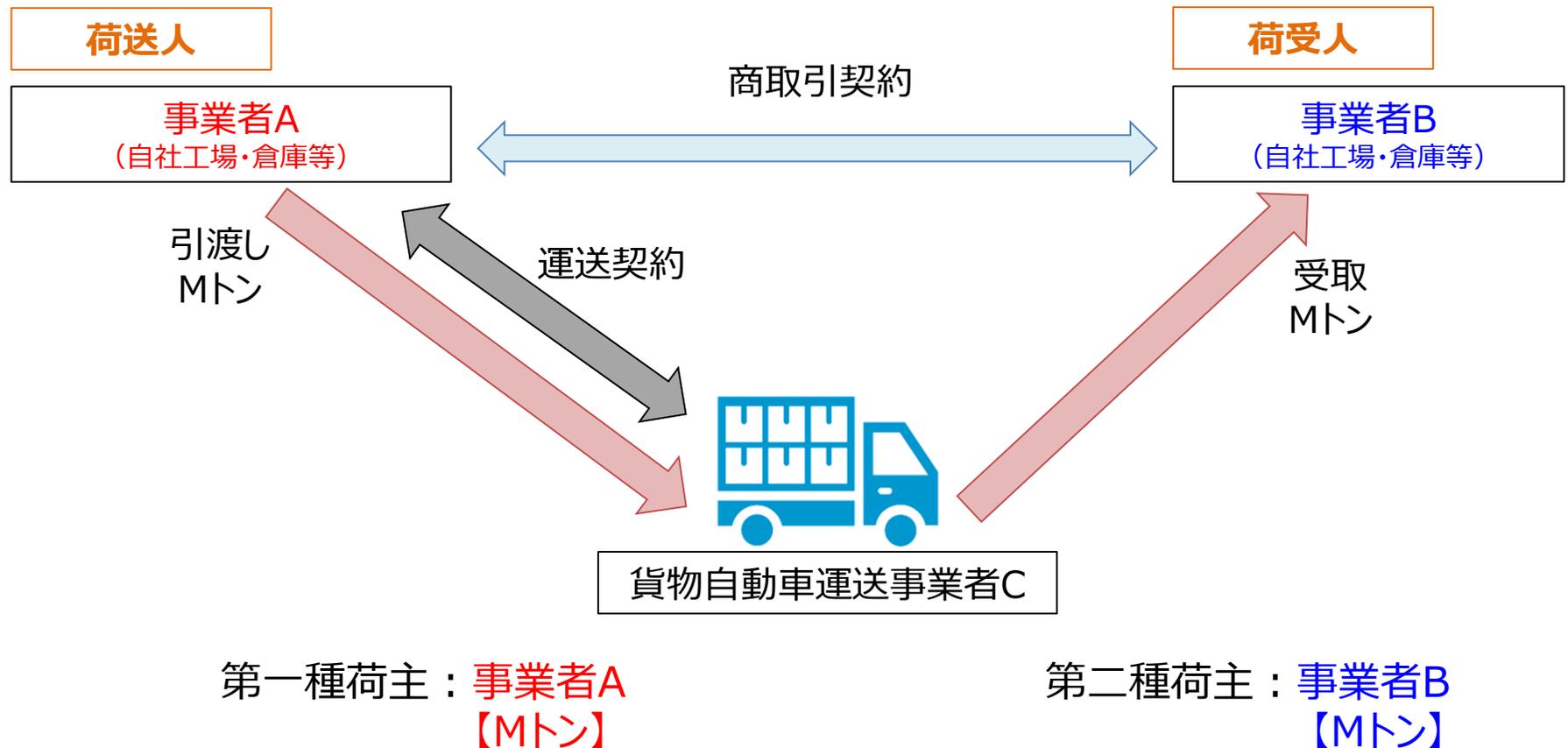


ケースD：第一種荷主かつ第二種荷主かつ貨物自動車運送事業者等かつ貨物自動車関連事業者

- 卸売業等において、仕入れ及び出荷を行うほか、トラック業及び倉庫業も営む場合は、第一種荷主・第二種荷主・貨物自動車運送事業者等・貨物自動車関連事業者の全てに該当する。

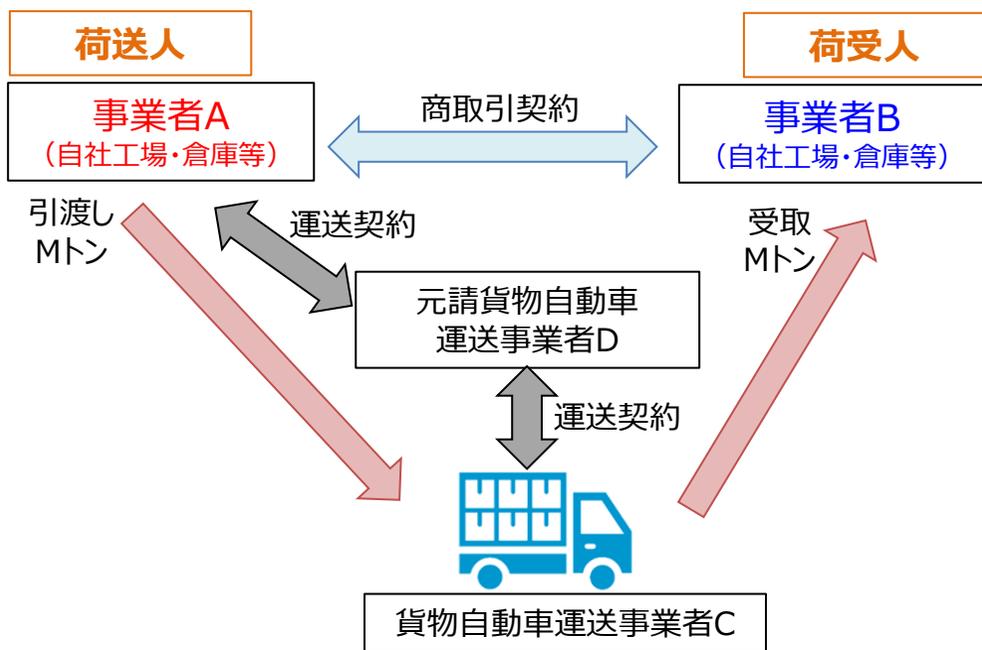
1-1. 通常物流

- 運送契約を締結する者 = 荷送人が第一種荷主。
- 運送契約は締結しないが荷を受け取る者 = 荷受人が第二種荷主。

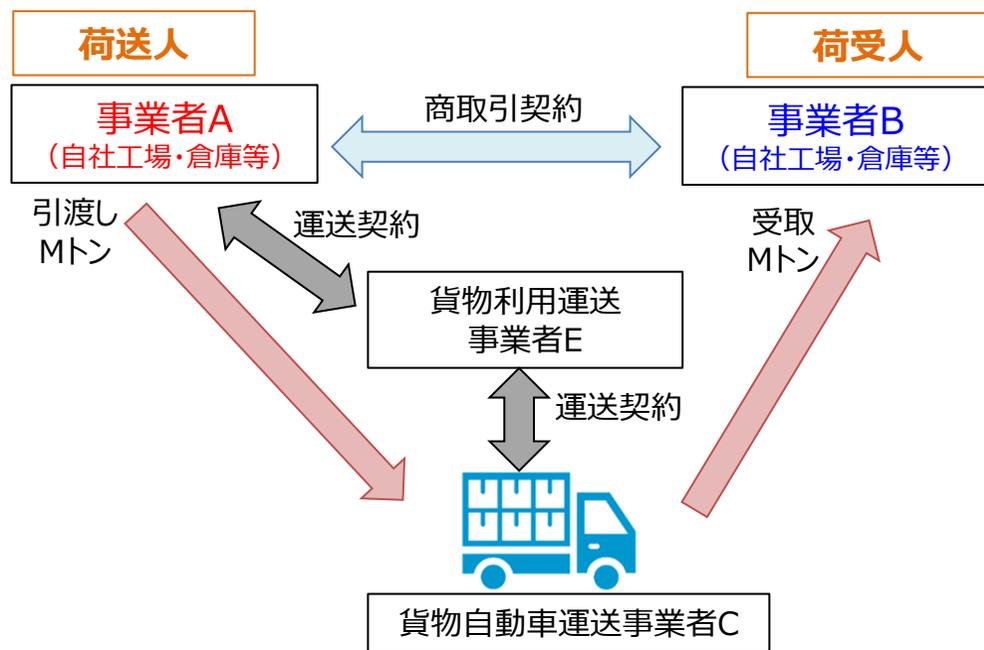


1-1. 通常物流

- 元請トラック事業者や貨物利用運送事業者を介しトラックを手配した場合、**第一種荷主は荷送人**。
※ 元請トラック事業者や貨物利用運送事業者は、「貨物の運送の事業」として運送契約を締結する者であり、条文上、荷主から除かれる。



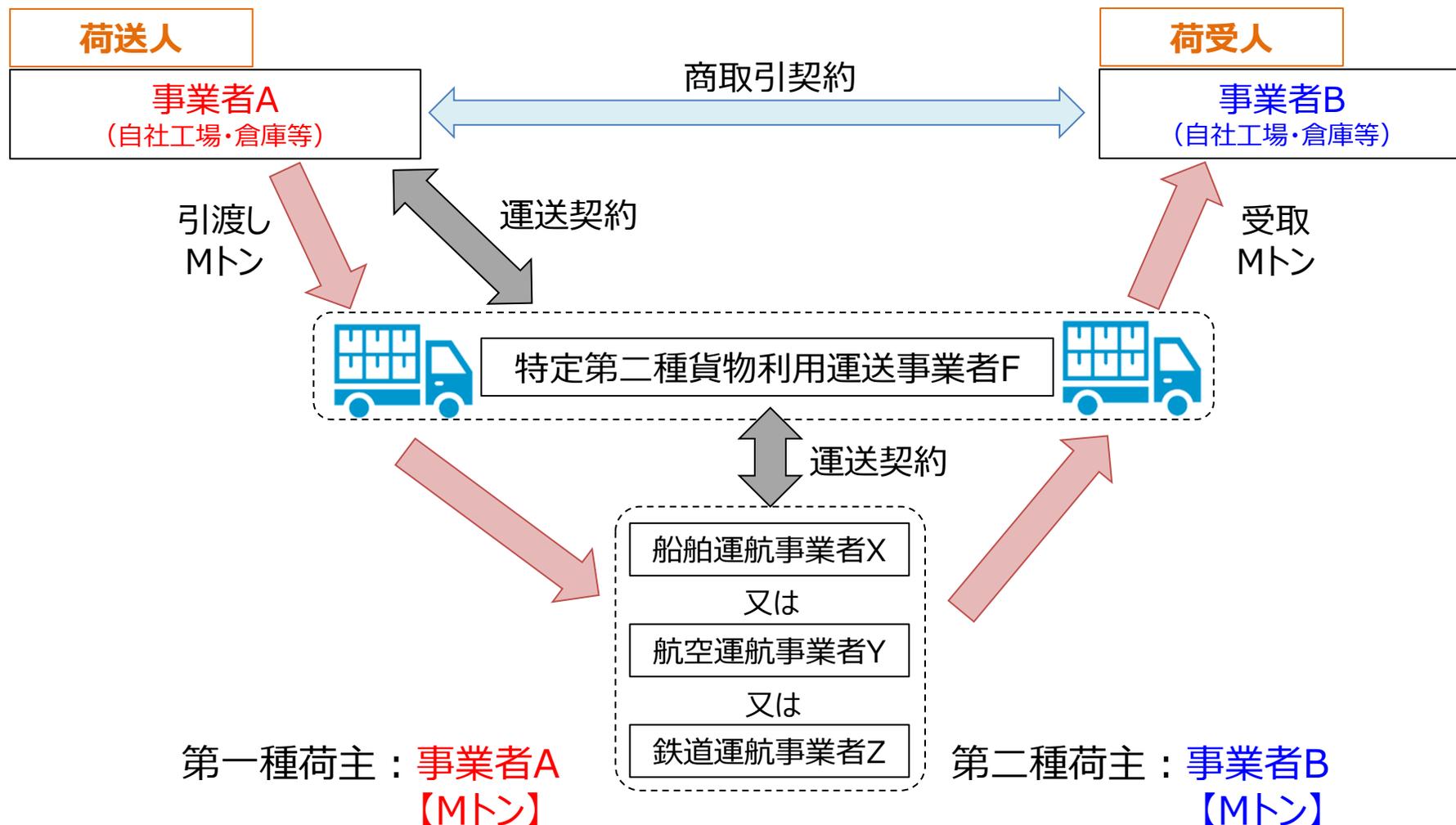
第一種荷主：事業者A
【Mトン】



第二種荷主：事業者B
【Mトン】

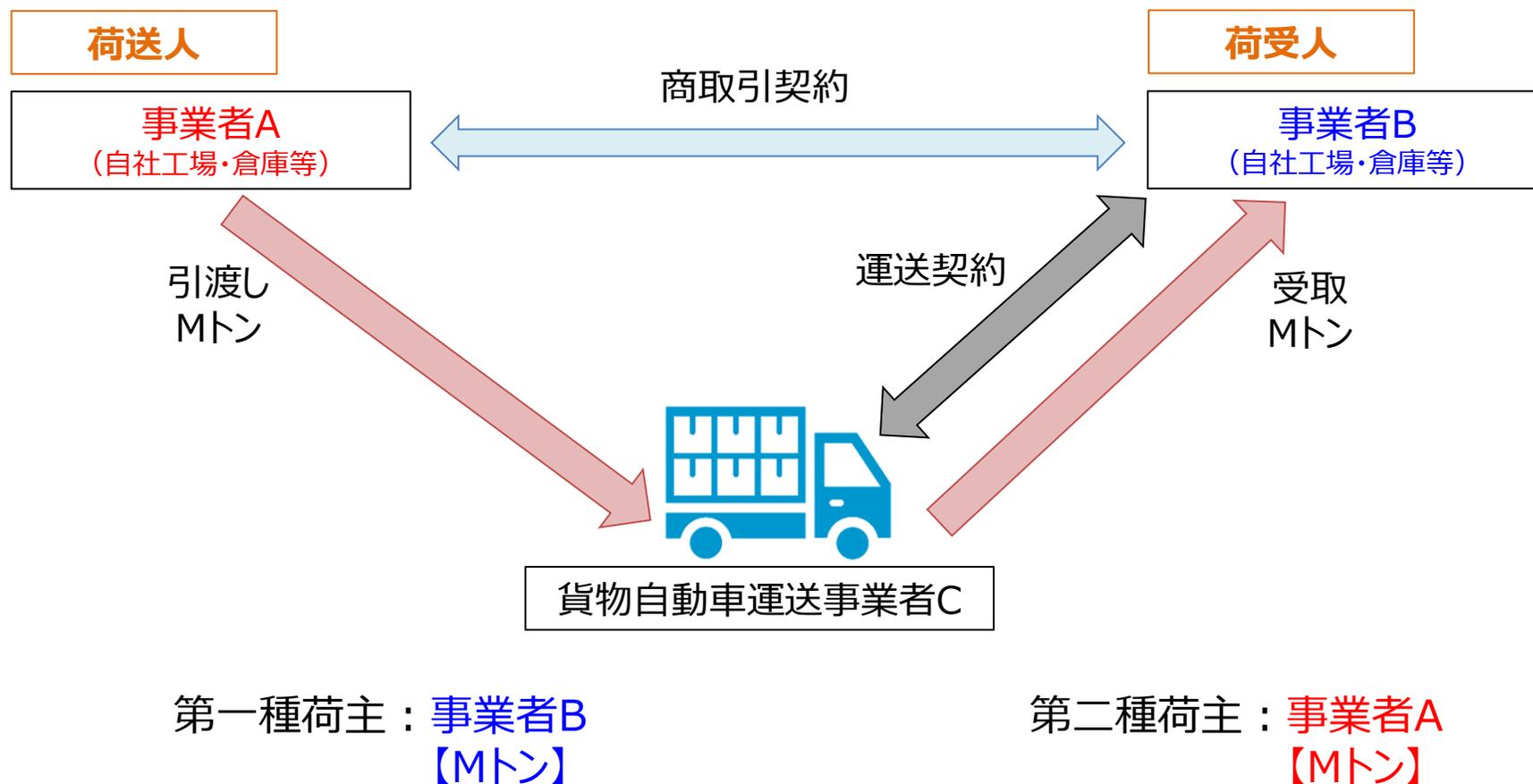
1-1. 通常物流

- 特定第二種貨物利用運送事業者を介しトラックを手配した場合、第一種荷主は荷送人。
※ 貨物自動車を使用しないで運送を行わせる貨物は特定事業者の指定基準重量から除く。



1-2. 引取物流

- 運送契約を締結する者 = 荷受人が第一種荷主。
- 運送契約は締結しないが荷を引き渡す者 = 荷送人が第二種荷主。



1-3. 社内物流

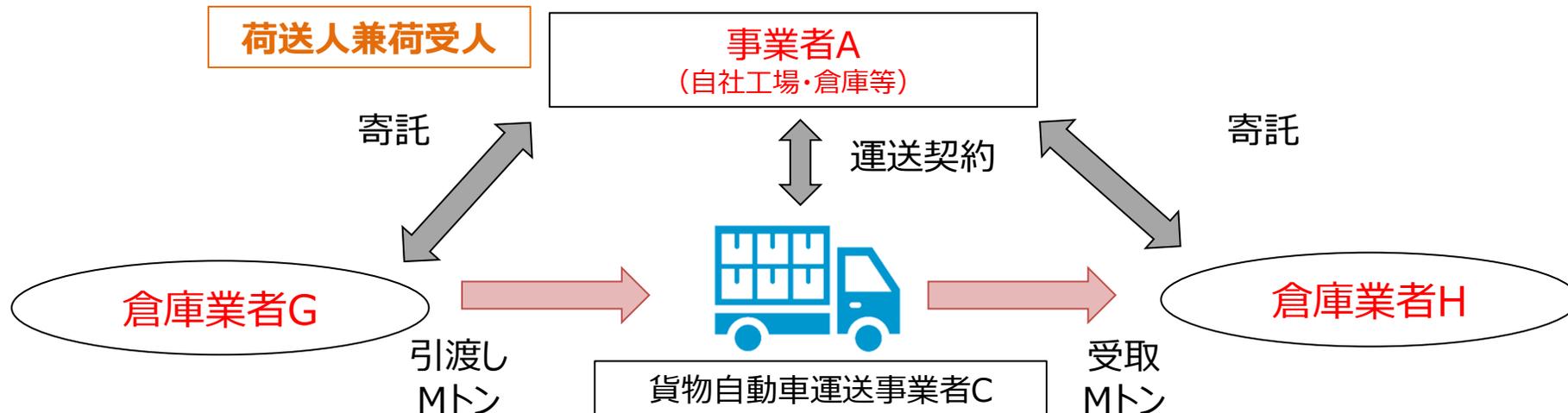
- 荷送人及び荷受人の双方が運送契約を締結する者と同事業者の場合は、当該事業者が第一種荷主に該当し、第二種荷主は該当なしとする。

※ 特定事業者の指定基準重量への計上は、引渡し又は受取いずれかのみ、第一種荷主としての重量に計上すればよい。

荷送人兼荷受人



荷送人兼荷受人



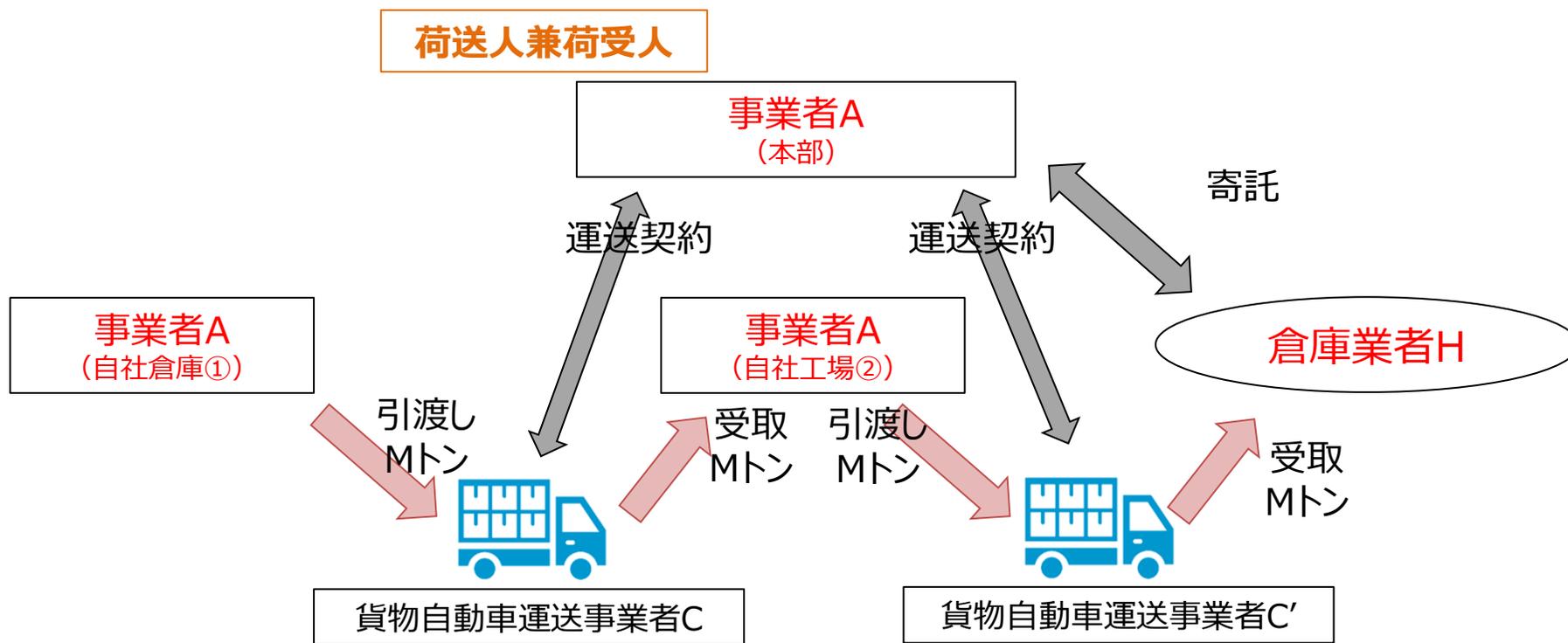
第一種荷主：事業者A【Mトン】

第二種荷主：なし

1-3. 社内物流

○ 同じ貨物について複数拠点を経由し運送する場合、**受渡しが生じるたびに特定事業者の指定基準重量に計上**する。

※ 引渡し又は受取いずれかのみ、第一種荷主としての重量に計上すればよい。

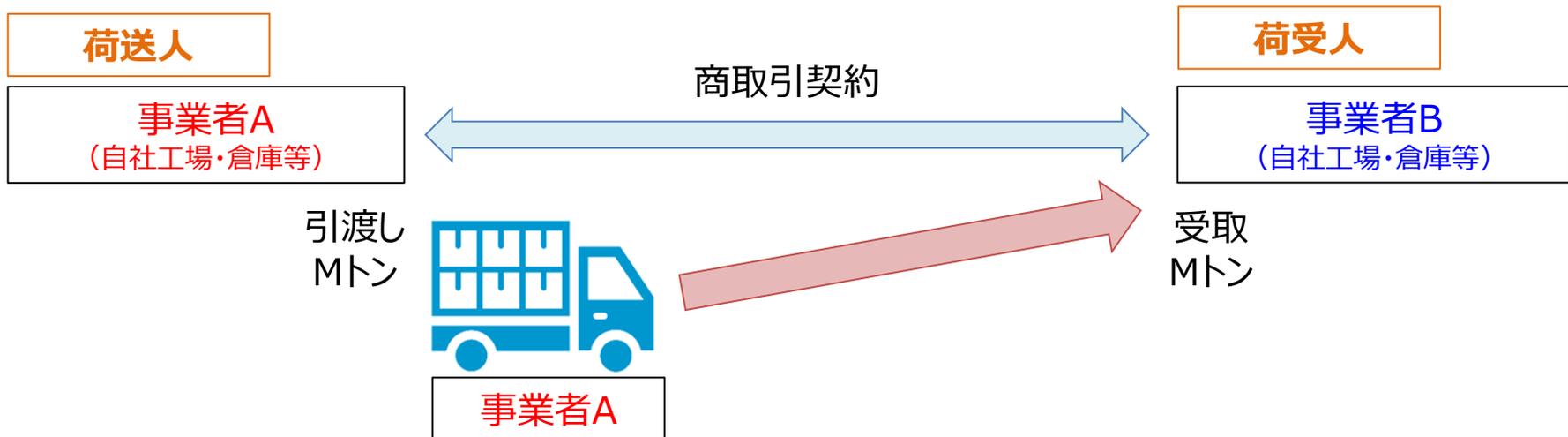
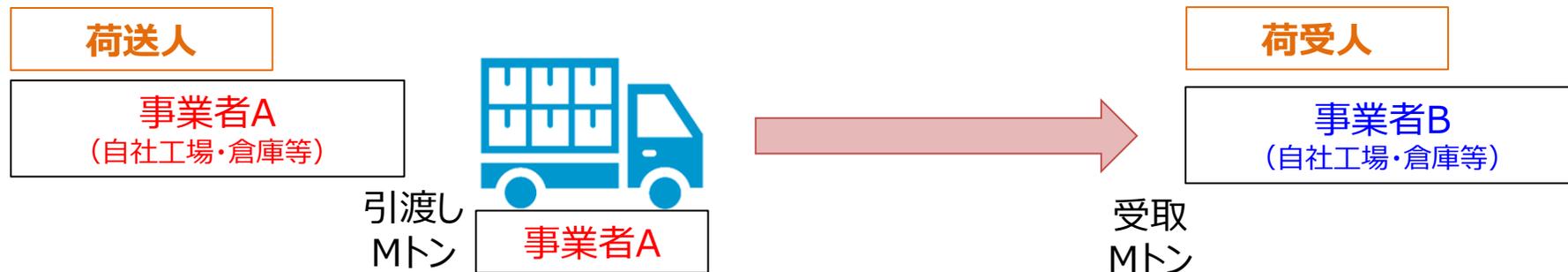


第一種荷主：事業者A【2Mトン】

第二種荷主：なし

1-4. 自社配送

- 自社従業員に貨物の運送を行わせる場合、第一種荷主は該当なし、運送の相手方は第二種荷主とする。（第二種荷主は他の者に雇用されている運転者から受渡しを行う者とされている。）

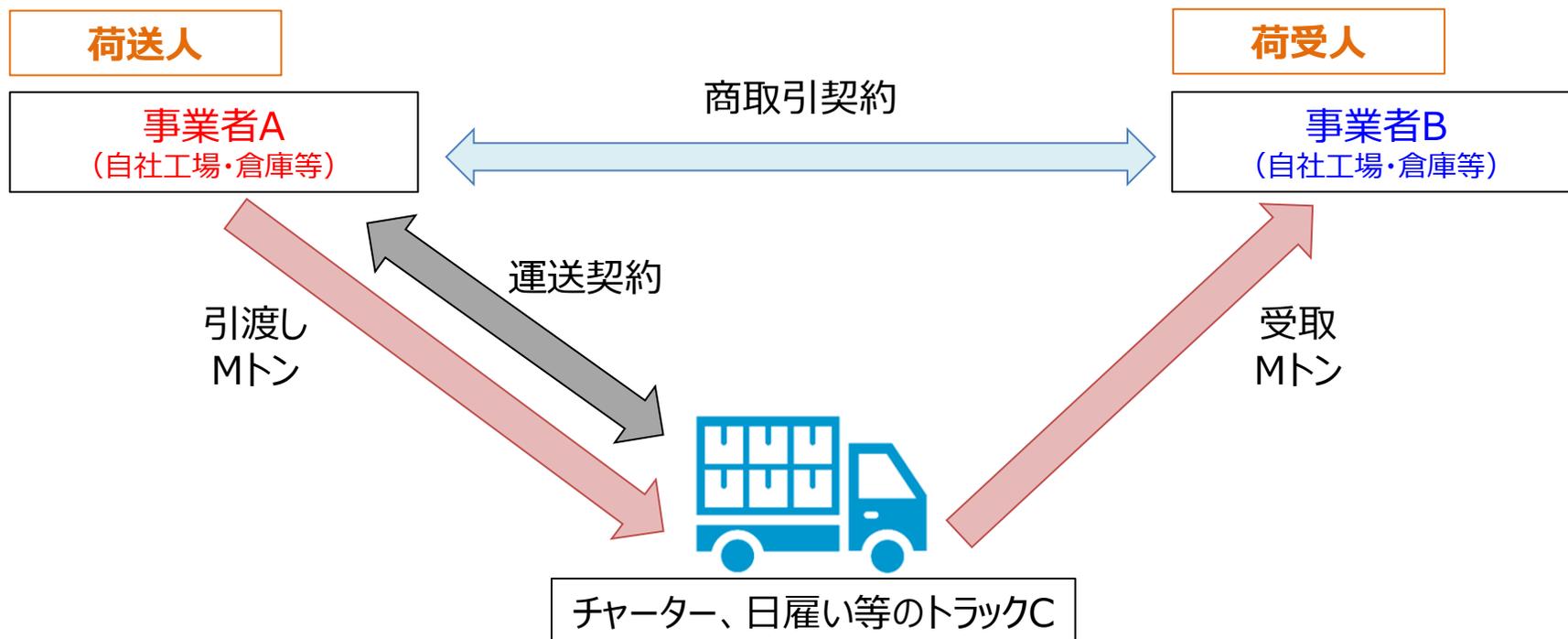


第一種荷主：なし

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

1-5. チャーター便

- 契約方法にかかわらず、**実態として自らの事業に関して継続的に行わせる運送又は受渡しについては荷主**となる。（引越等の突発的な需要に対応するための運行等は、荷主としての義務の対象外。）

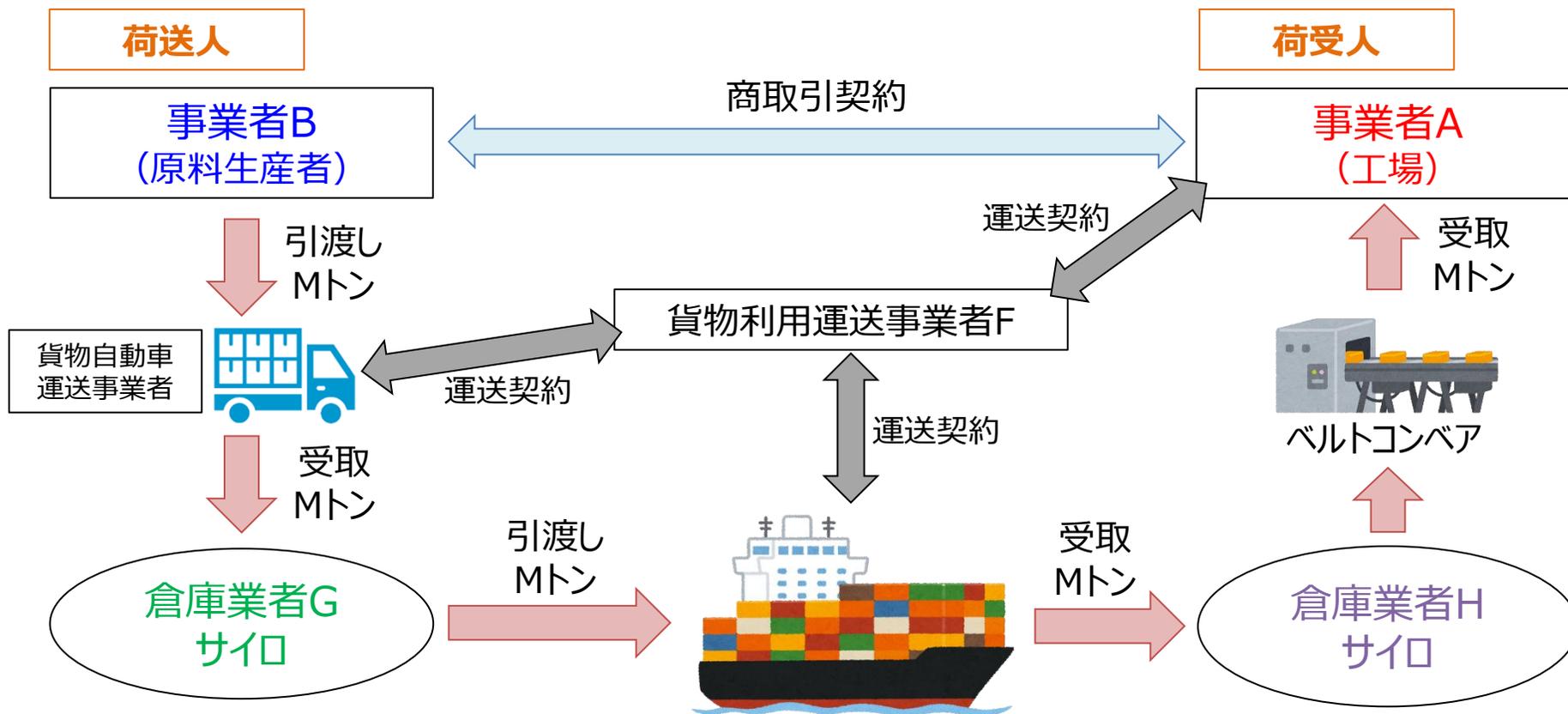


※実態として継続的な運送である場合

第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

1-6. トラック以外での運送を含む場合



第一種荷主：事業者A

- ※ 荷待ち時間等の短縮の対象は、自ら管理し、又は寄託契約を締結した者が管理する施設のみ。
= 本パターンでは計測対象なし。
倉庫業者Hからトラック輸送すると工場が計測対象。

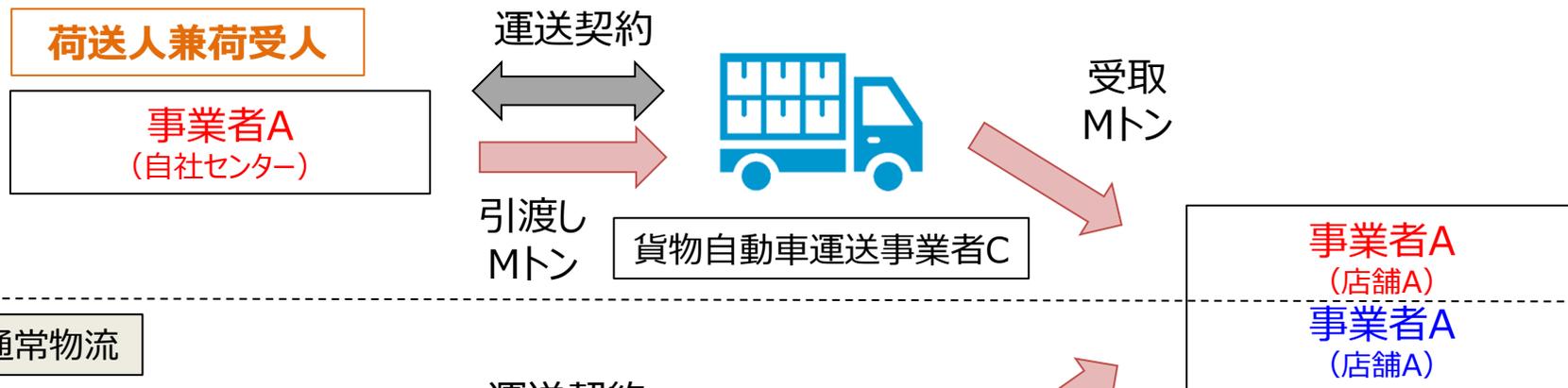
第二種荷主：事業者B

- ※ 倉庫業者Gは、自らの保管の事業のために受取を行うため、第二種荷主に当たらない。
- ※ 貨物自動車運送事業者以外への引渡し・受取は取扱貨物量に計上されず、荷待ち時間等の短縮の対象ともならない。

(参考) 通常物流と社内物流で第二種荷主の重量の切り分けが難しい場合

- 第二種荷主としての特定事業者の指定基準重量への計上は、第二種荷主がないパターンと通常の第二種荷主のパターンの仕分けの負担が大きい場合は両方を計上してもよい。

運送①：社内物流



運送②：通常物流

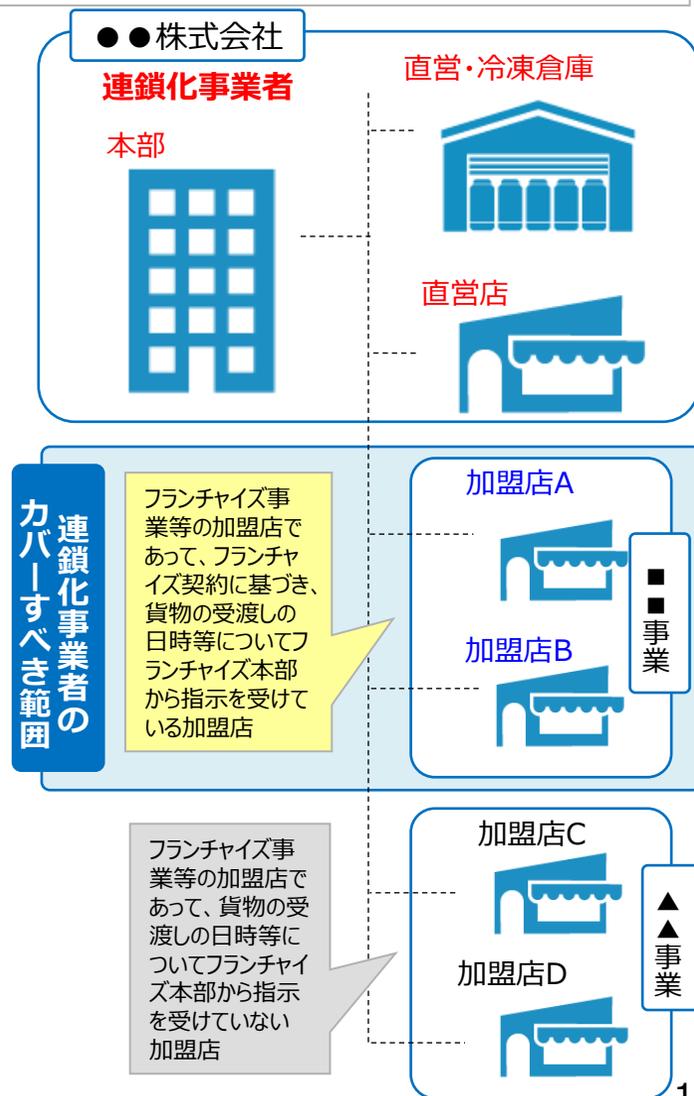
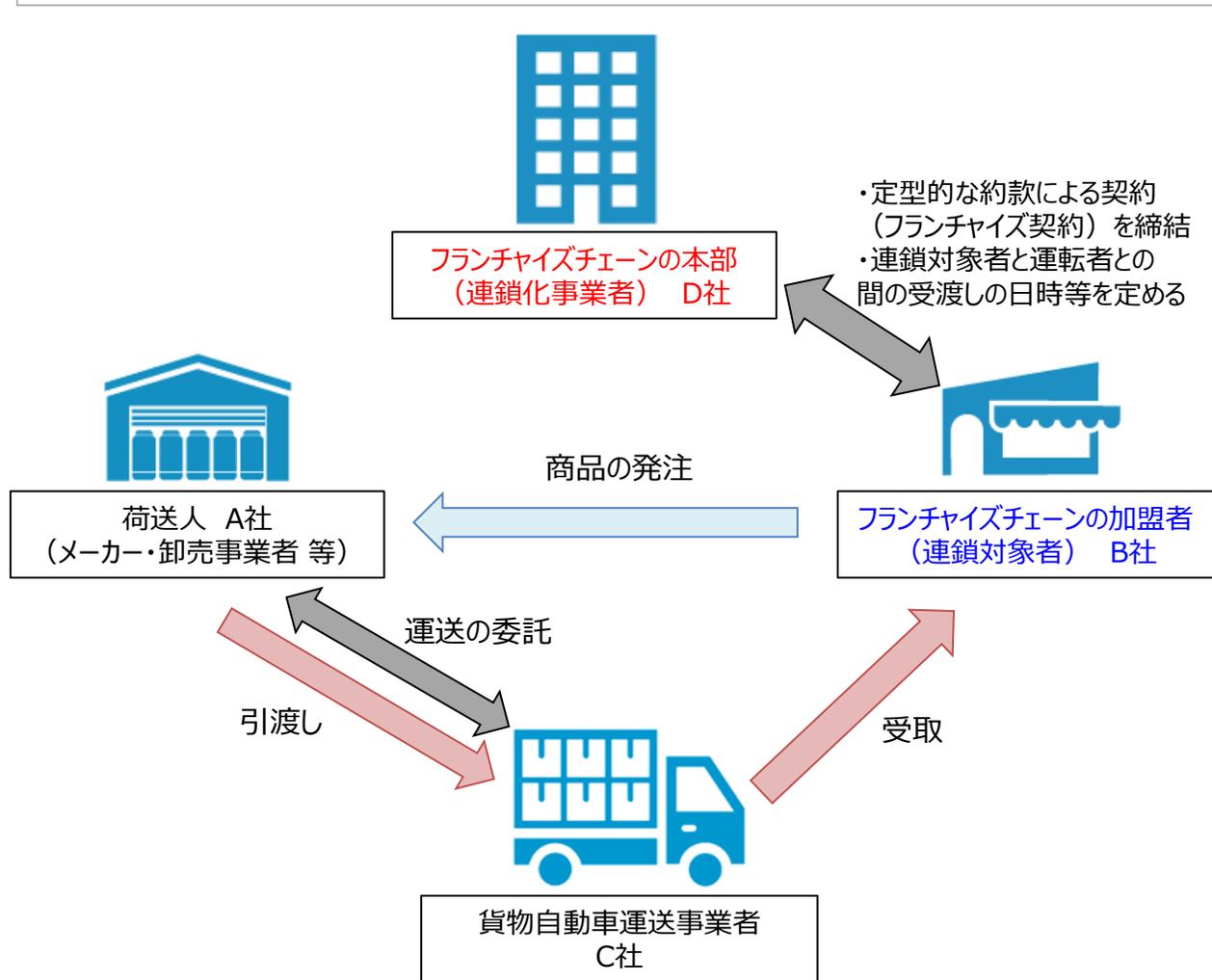


- 運送①： 第一種荷主：事業体A【Mトン】 第二種荷主：なし ※運送②と切り分けられない場合は【Mトン】
運送②： 第一種荷主：事業体B【mトン】 第二種荷主：事業体A【mトン】

※上記の2つのパターンある場合、事業体Aの第二種荷主としての重量は運送②におけるMトンのみであるが、運送①の受け取り重量と運送②で受け取る貨物の重量の合計が切り分けられない場合は、両方を第二種荷主の重量 (M+mトン) として重複計上してもよい。

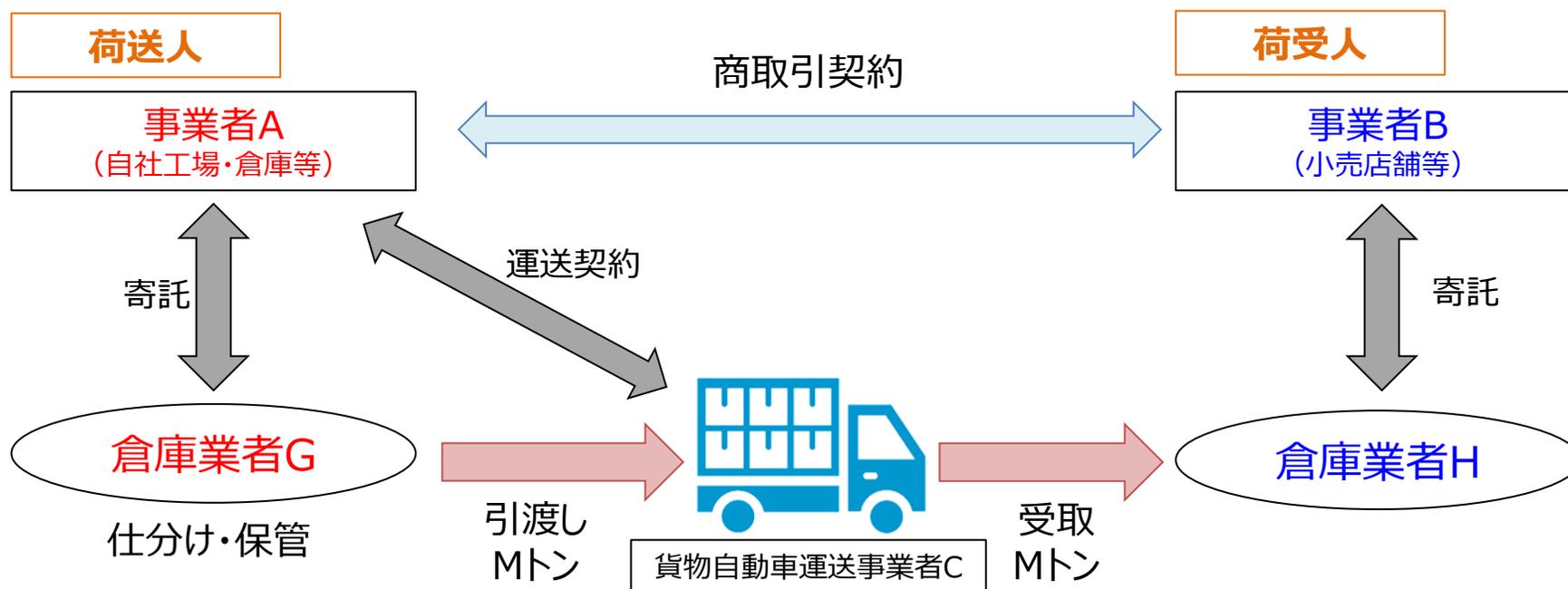
1-7. 連鎖化事業者

○ 連鎖化事業者は、右図「カバーすべき範囲」の受取重量を指定基準重量とする（自社の運送・受渡し重量とは別に算定する）。



2-1. 寄託倉庫を利用している場合

- 寄託倉庫は寄託者が荷主として荷待ち時間等の短縮に努めるべき対象施設に含まれ、取扱貨物重量は**特定事業者の指定基準重量**に計上される。ただし、**時間計測の対象施設からは除外**できる。

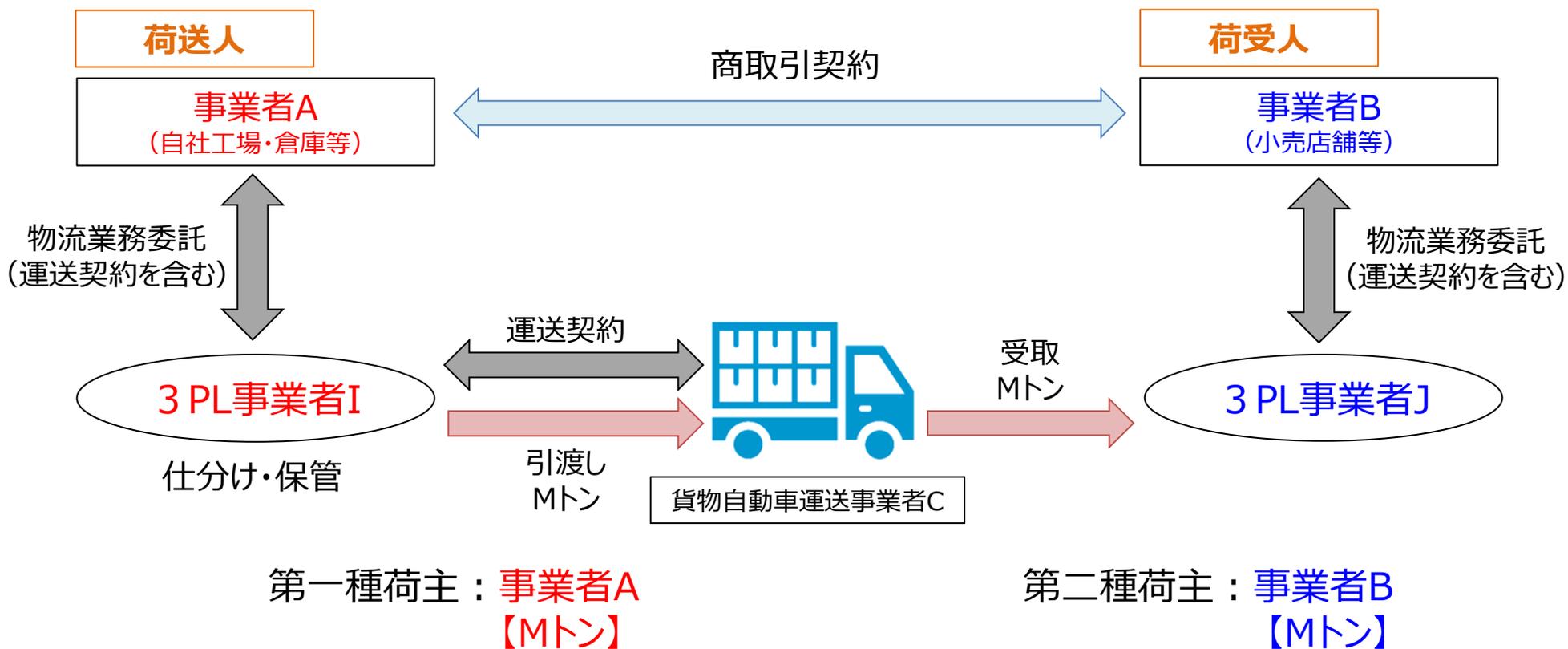


第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

2-2. 物流子会社や3PL事業者を利用している場合

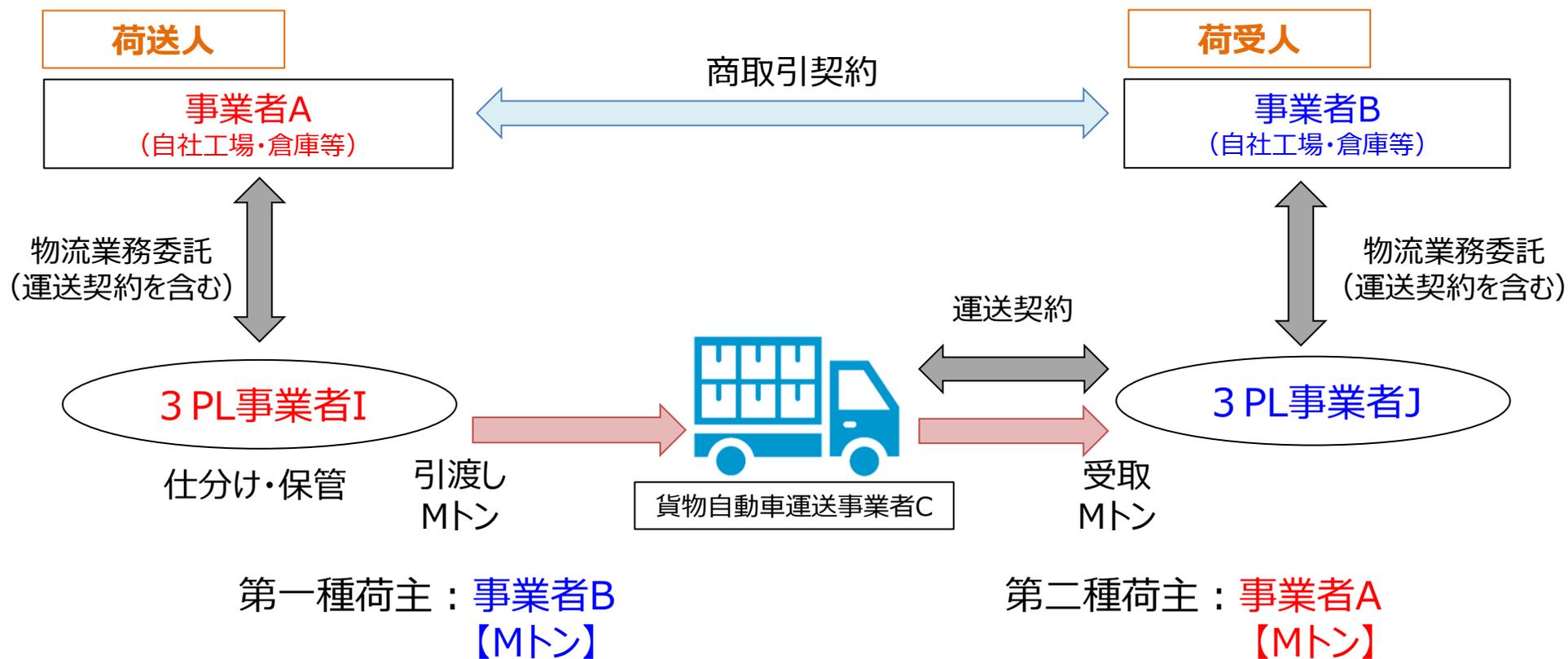
- **物流子会社や3PL事業者(※)**が自らの「貨物の運送の事業」として運送契約を結び、又は「貨物の運送及び保管の事業」として貨物の受渡しを行う場合は荷主に該当せず、**これらの事業者**に運送契約等の物流業務を委託した者が荷主となる。



※ 3PL (third party logistics) は、荷主企業に代わって、最も効率的な物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それを包括的に受託し、実行するもの。貨物利用運送事業を含む場合が多い。

(参考) 物流子会社や3PL事業者を利用した引取物流

- 物流子会社や3PL事業者を利用した引取物流の場合は、「1-2.引取物流」のパターンと同様に、荷受人が第一種荷主、荷送人が第二種荷主となる。



2-3. 特定企業専用倉庫・配送センターの運営を委託している場合

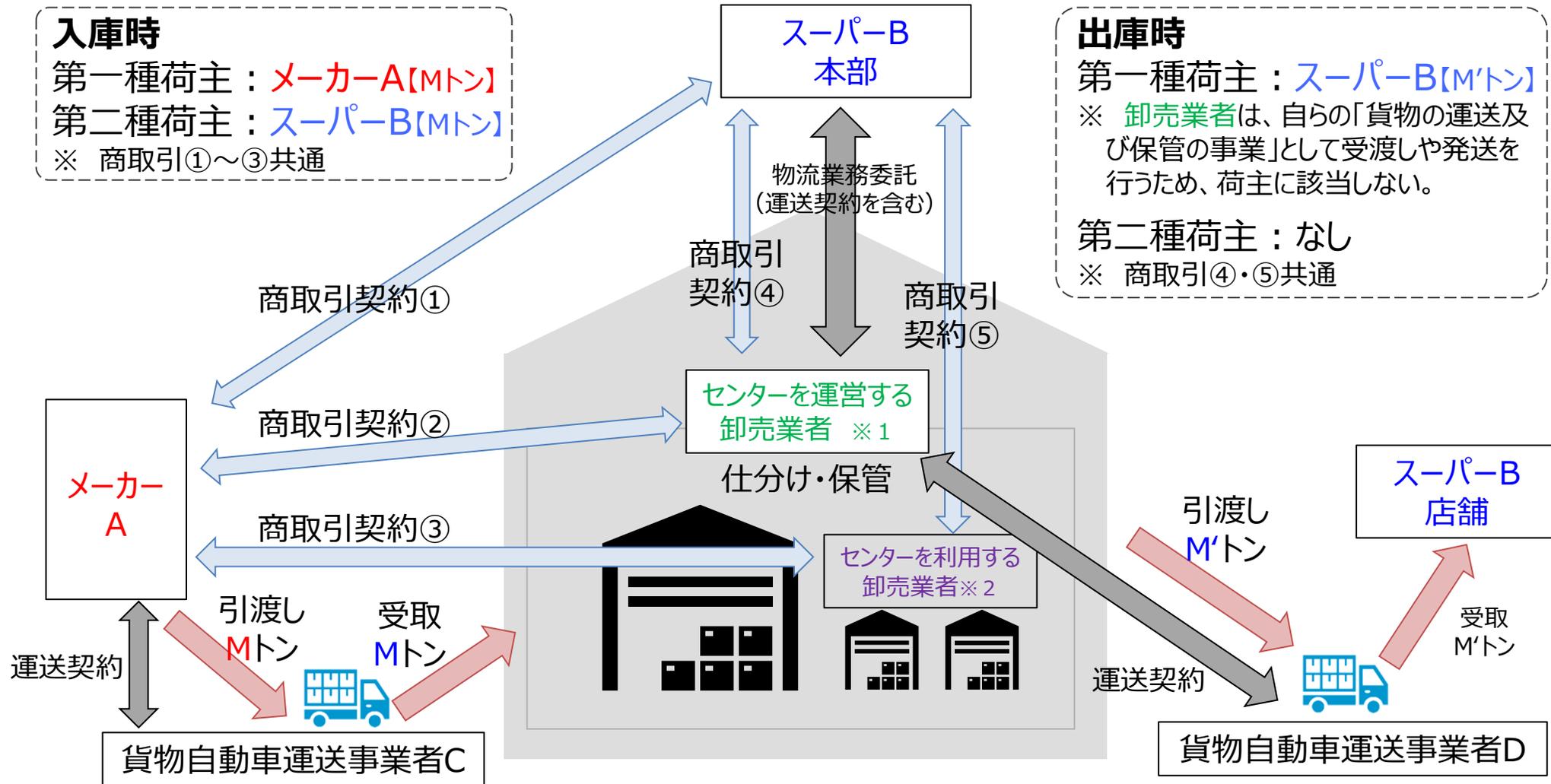
- 小売の配送センターなど**特定企業専用**の物流拠点の運営を卸売業者等が受託し、他の卸売業者等が当該企業のために行う仕入れもまとめて受渡し・発送している場合、**当該企業を荷主とする。**

入庫時

第一種荷主：メーカーA【Mトン】
 第二種荷主：スーパーB【Mトン】
 ※ 商取引①～③共通

出庫時

第一種荷主：スーパーB【M'トン】
 ※ 卸売業者は、自らの「貨物の運送及び保管の事業」として受渡しや発送を行うため、荷主に該当しない。
 第二種荷主：なし
 ※ 商取引④・⑤共通

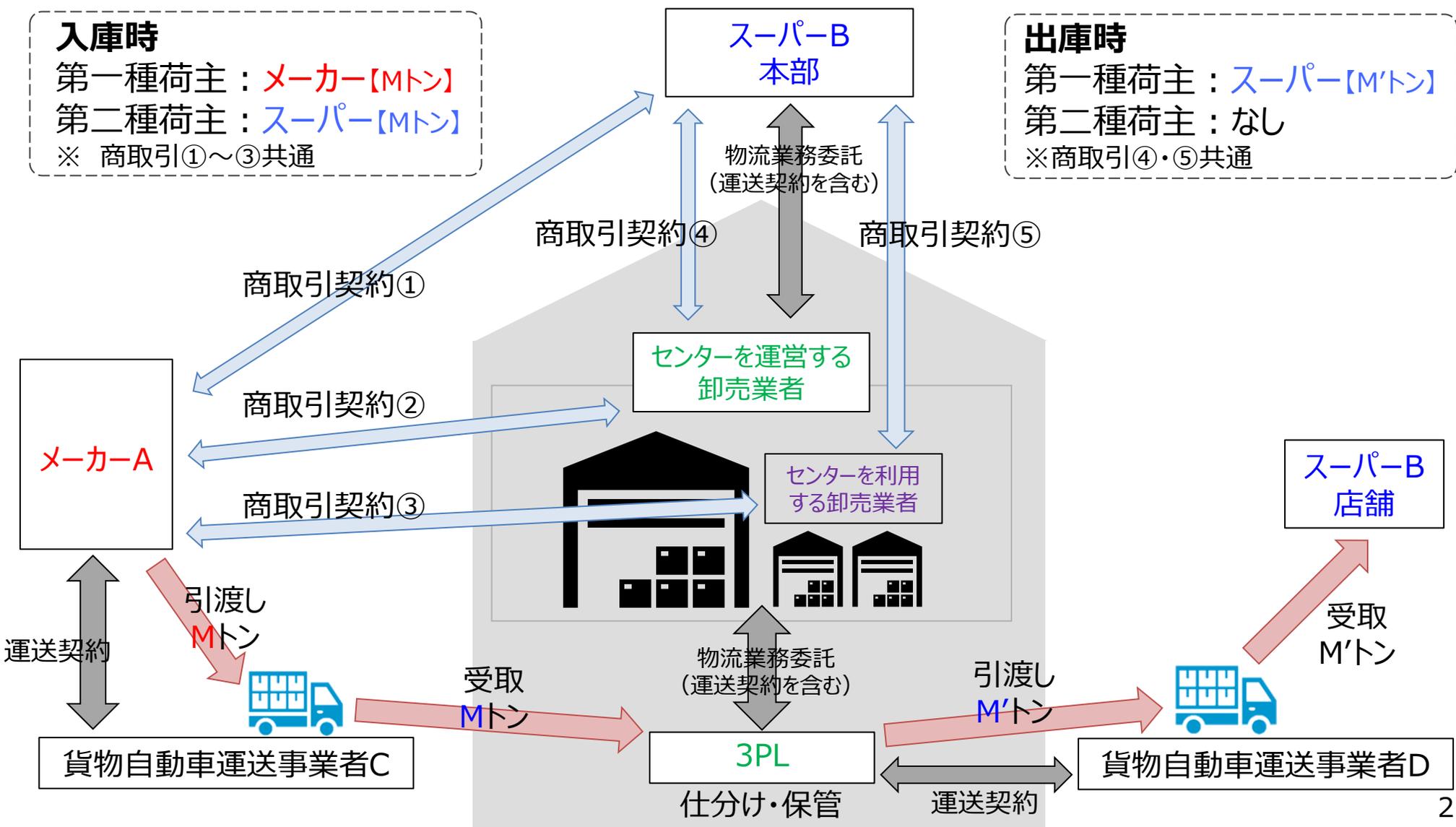


※ 1 スーパーBと商取引契約のほか、センター運営のための物流業務委託契約を締結している卸売業者。物効法上、当該センターはスーパーBが管理する施設として扱う。

※ 2 スーパーBと商取引契約のみ締結し、センターを利用している卸売業者。

(参考) 小売専用センターを卸売業者が運営し3PLを利用している場合

- 2-3で卸売業者が3PLを利用している場合も同様に、専用センターを利用する当該企業を荷主とする。



(参考) 卸売業者が所有する配送センターで自らの事業のために倉庫・物流事業も行う場合

- 卸売業者が自ら管理する配送センターで荷を仕入れ・発送する場合、荷主は当該卸売業者とする。

入庫時

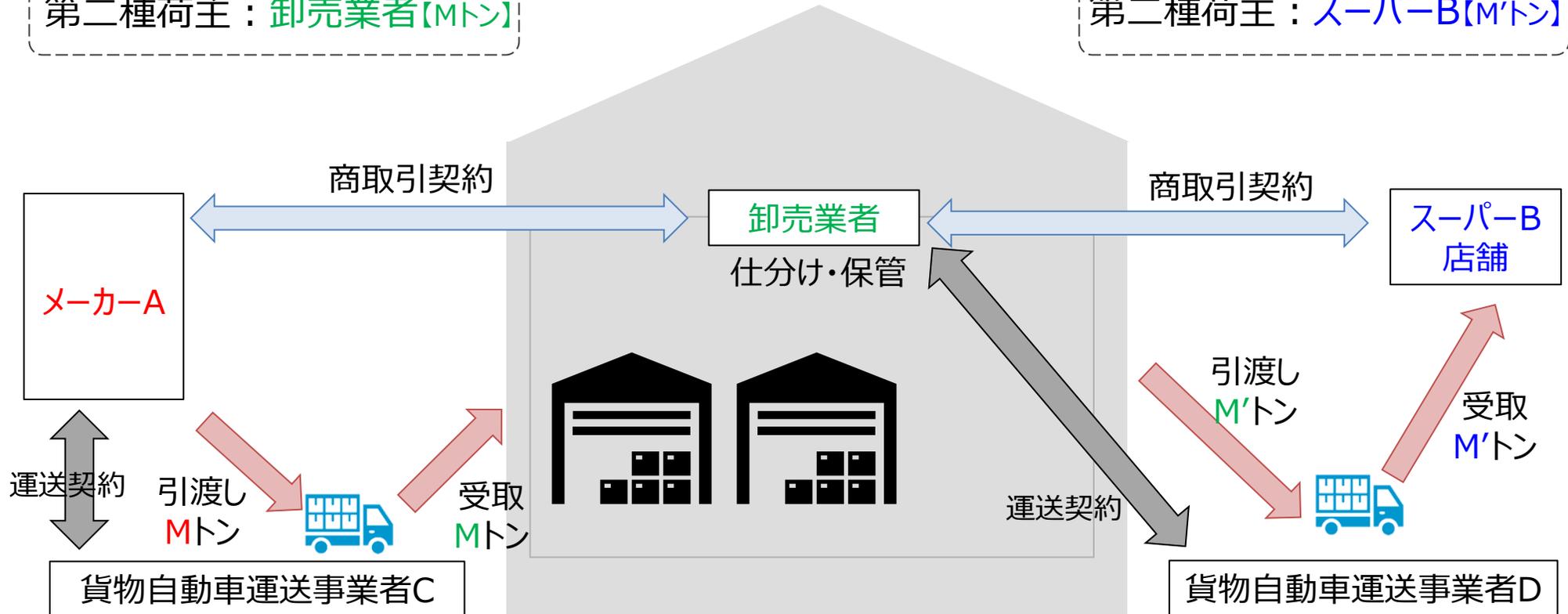
第一種荷主：メーカー【Mトン】

第二種荷主：卸売業者【M'トン】

出庫時

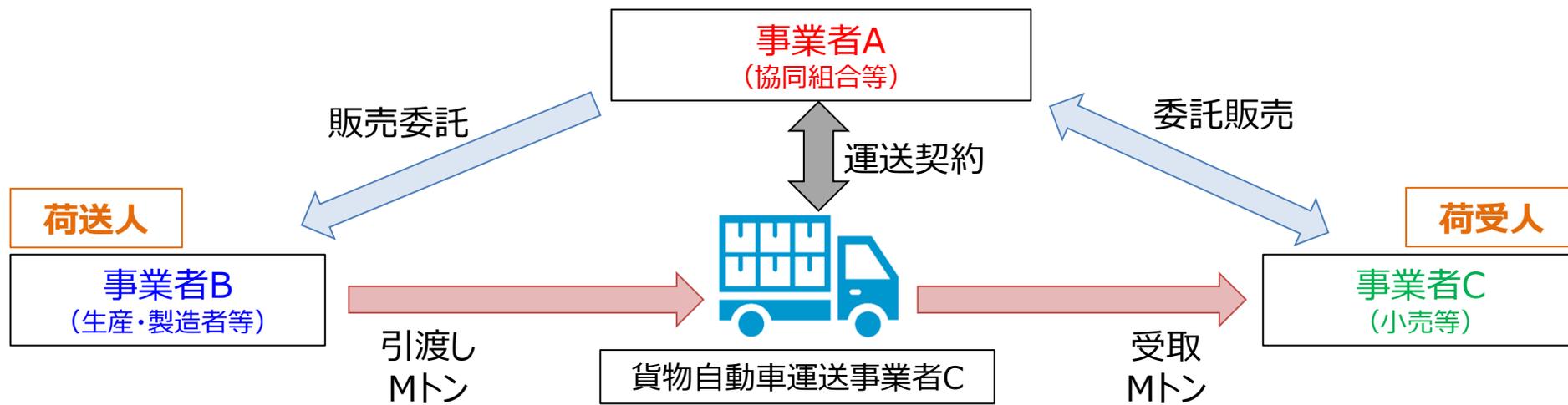
第一種荷主：卸売業者【M'トン】

第二種荷主：スーパーB【M'トン】



3-1. 委託販売

- 販売を受託した者が、販売委託者から買受人までの運送契約を締結する場合、商品の所有権は当該受託者に渡らないが、当該受託者が**第一種荷主**、販売委託者及び買受人が**第二種荷主**に該当する。

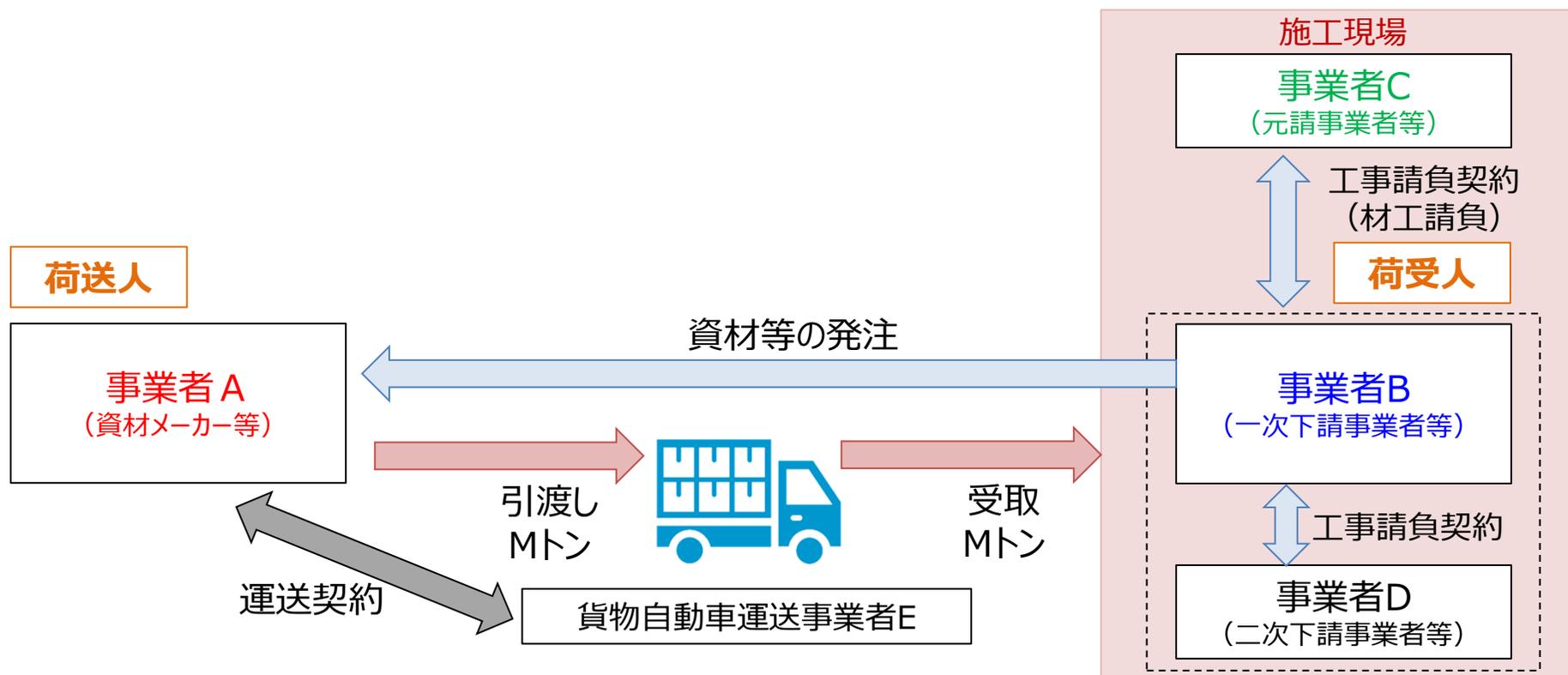


第一種荷主：**事業者A**
【Mトン】

第二種荷主：**事業者B**及び**事業者C**
【Mトン】 【Mトン】

3-2. 材工請負

- 施工現場において使用する資材等について、**下請（材工請負）事業者が発注し、資材メーカー等が**運送契約を締結して施工現場に配送、**下請事業者が受け取る場合は、資材メーカー等が第一種荷主、資材等を発注した下請事業者が第二種荷主に**該当する。

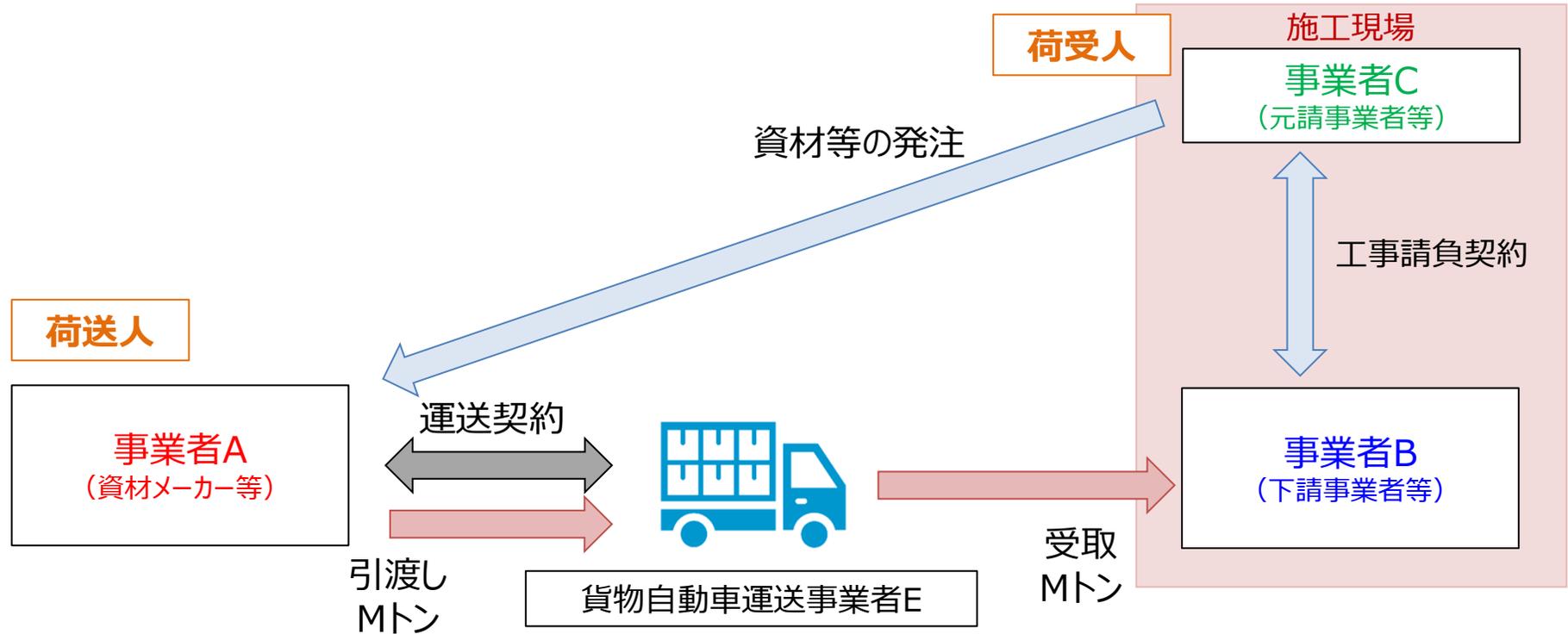


第一種荷主：事業者A
【Mトン】

第二種荷主：事業者B
【Mトン】

3-3. 元請事業者が資材等を発注している場合

- 施工現場において使用する資材等について、元請事業者が発注し、資材メーカー等が運送契約を締結して施工現場に配送、下請事業者が受け取る場合は、資材メーカー等が第一種荷主、元請事業者が第二種荷主に該当する。



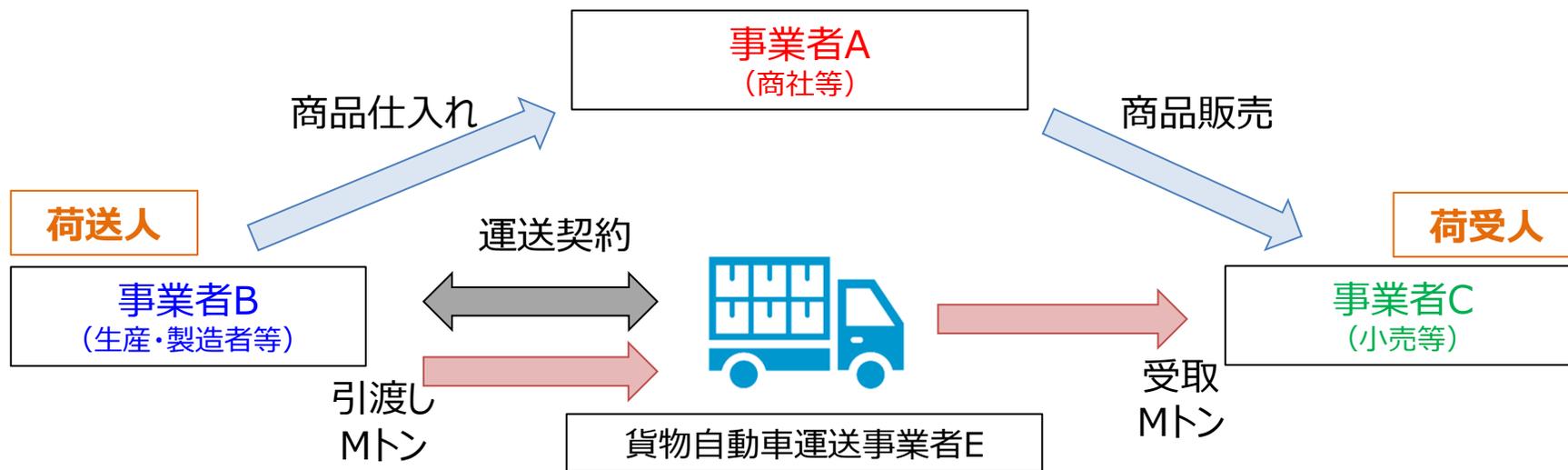
第一種荷主：事業体A
【Mトン】

第二種荷主：事業体C
【Mトン】

※事業体Cは、事業体Bに「運転者から受け取らせる者」であるので、第二種荷主に該当する。

3-4. 商流のみに関わる場合

- 商品を仕入れ、販売した者が、当該商品の運送契約については仕入元又は販売先に締結させ、仕入元と販売先とで直接配送・受渡しすることとした場合、商品の所有権は一度当該者に渡るが、当該者は荷主に該当しない。

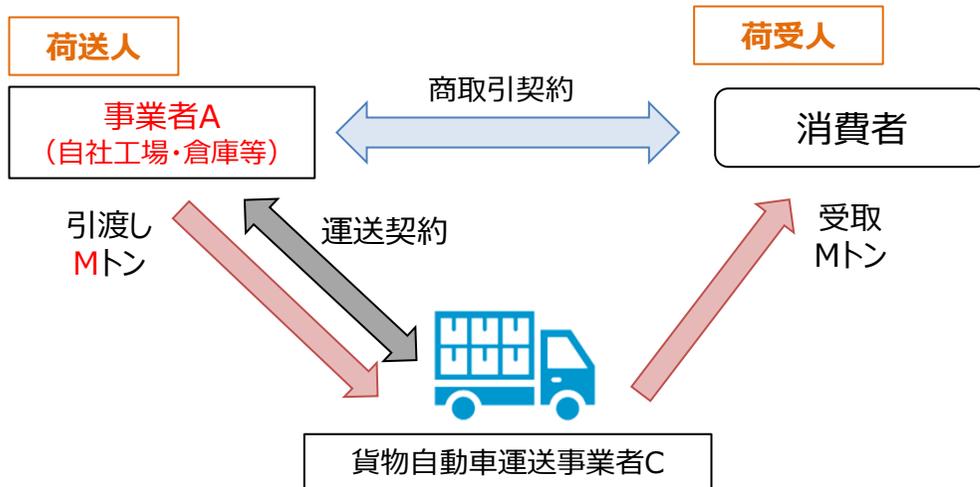


第一種荷主：事業者B
【Mトン】

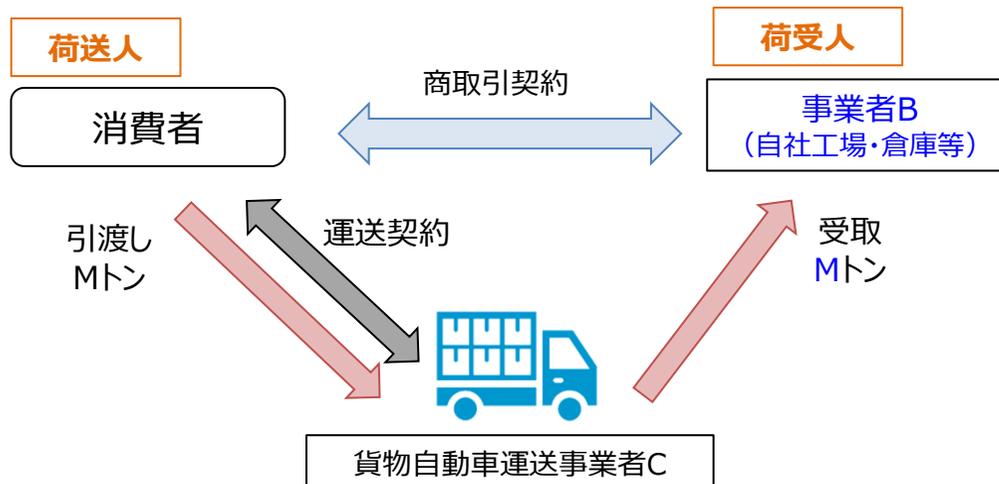
第二種荷主：事業者C
【Mトン】

4-1. 事業者・消費者間の物流

- 荷主は「自らの事業に関し」貨物の運送や受渡しを行う者であり、事業者ではない個人消費者は荷主に該当しない。



第一種荷主：事業者A【Mトン】
第二種荷主：なし



第一種荷主：なし
第二種荷主：事業者B【Mトン】

4-2. 共同配送

- 複数企業が共同で配送センターを運営する場合は、特定事業者の指定基準重量に計上する取扱貨物重量を按分で把握することや、荷待ち時間等の計測の対象外とすることを許容する。

入庫時

第一種荷主：メーカー①/②/③

第二種荷主：なし

出庫時

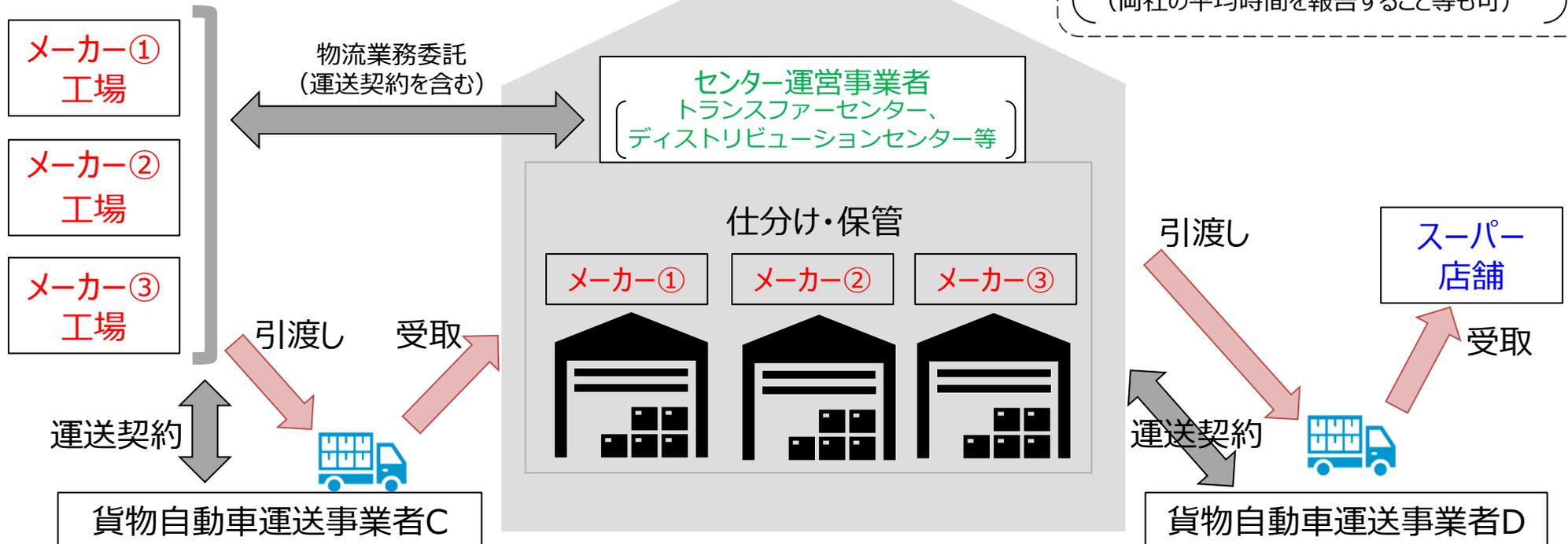
第一種荷主：メーカー①/②/③

第二種荷主：スーパー

※入出庫ともに、

- ・ 荷主は荷の所有権が属するメーカーとする。
- ・ 時間計測の対象から除外してよい。

(両社の平均時間を報告すること等も可)



(参考) 物流事業者が共同配送を行う場合

- 貨物自動車運送事業者が複数企業に寄託された荷を自社施設で積み合わせ配送する場合、当該中継施設での積卸しについて**第一種荷主**及び**第二種荷主**は存在しない。

入庫時

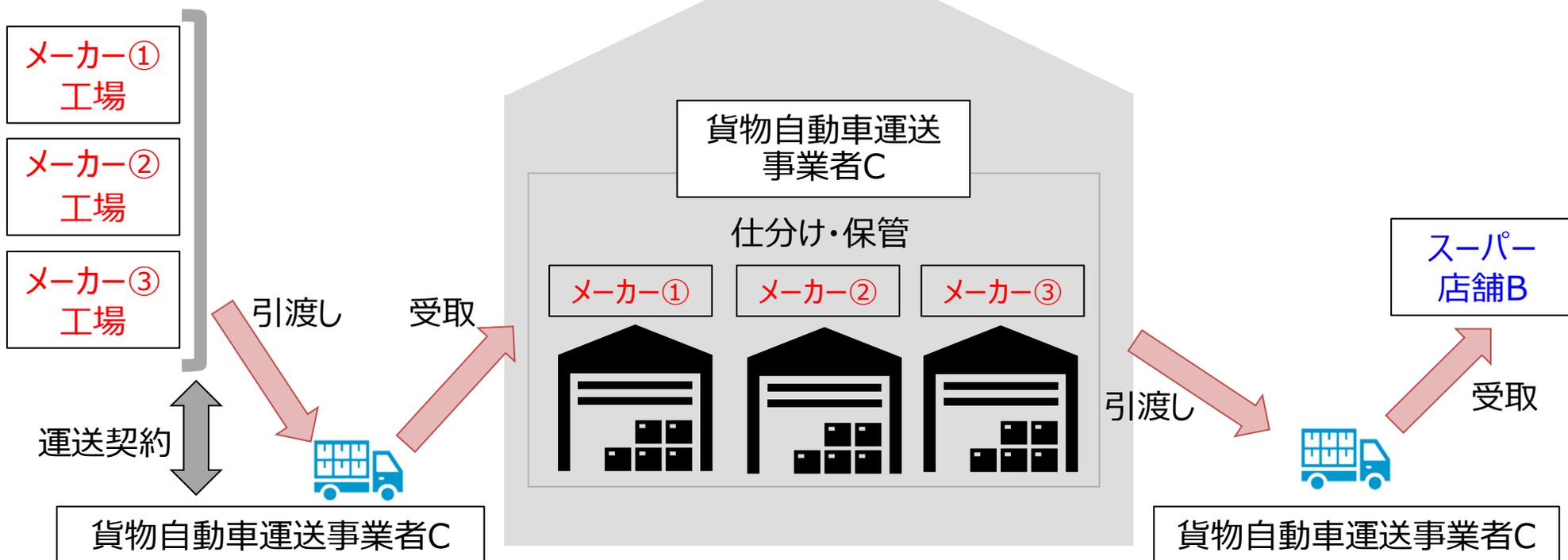
第一種荷主：メーカー①/②/③

第二種荷主：なし

出庫時

第一種荷主：なし

第二種荷主：スーパーB



4-3. 巡回集荷/配送

- 巡回集荷・配送の場合、原則、一回の受渡しごとに荷待ち時間等を計測し、短縮に努める。
特定事業者の指定基準重量には一回の受渡しごとに受け渡した貨物の重量を計上する。

第一種荷主：事業者A【M1+M2+M3トン】

第二種荷主：事業者①【M1トン】

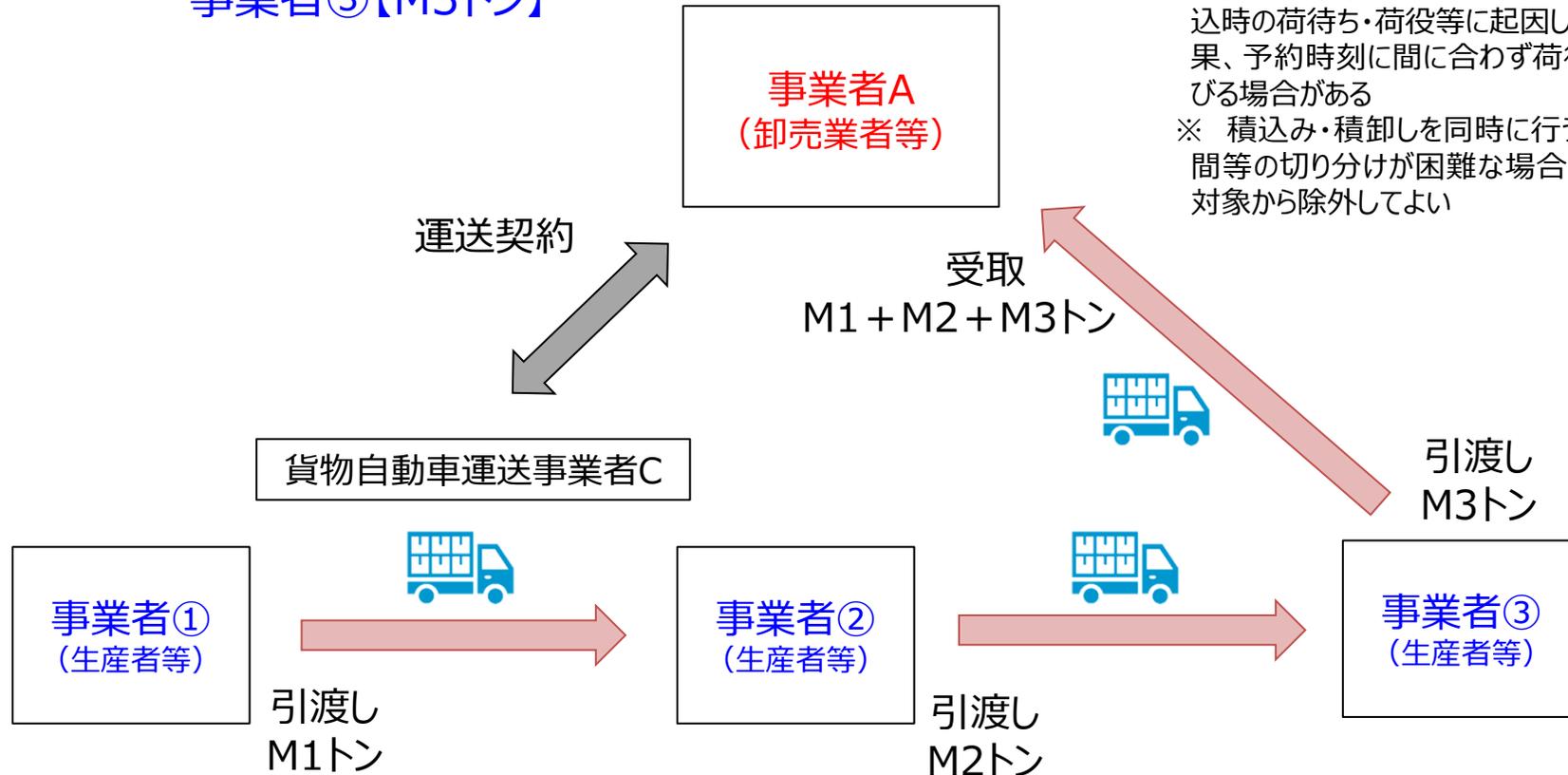
事業者②【M2トン】

事業者③【M3トン】

※ 定期報告に巡回集荷を行っている旨が記載されている施設・運行については、指導等に当たり、以下の事情を考慮する。

- ・ 第一種荷主において、複数の集荷先の荷を検品するために荷役等時間が延びる場合がある
- ・ 第二種荷主において、前の第二種荷主での積込時の荷待ち・荷役等に起因し到着が遅れた結果、予約時刻に間に合わず荷待ち時間等が延びる場合がある

※ 積込み・積卸しを同時に行うなど、荷待ち時間等の切り分けが困難な場合は、時間計測の対象から除外してよい



4-3. 巡回集荷/配送

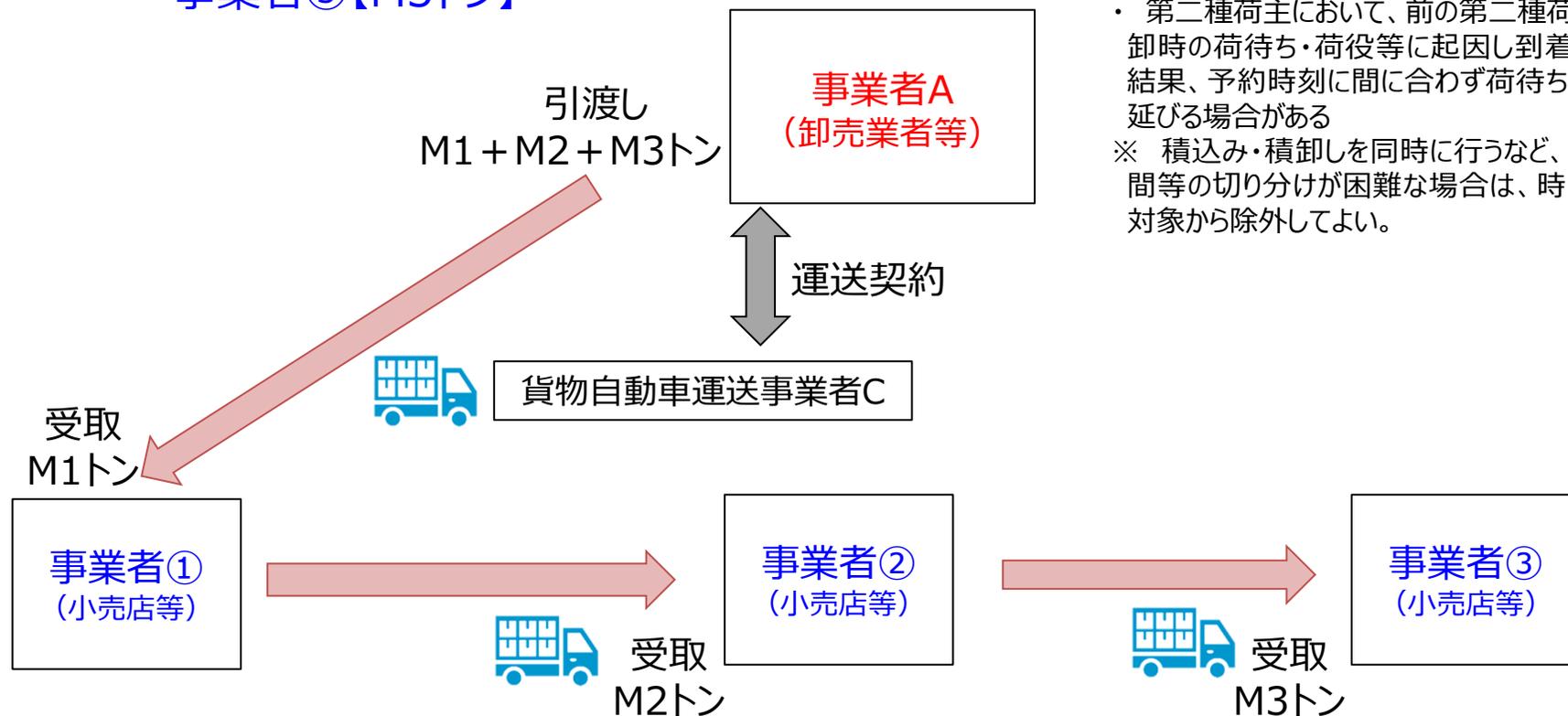
- 巡回集荷・配送の場合、原則、一回の受渡しごとに荷待ち時間等を計測し、短縮に努める。
特定荷主の指定基準重量には一回の受渡しごとに受け渡した貨物の重量を計上する。

第一種荷主：事業者A【M1+M2+M3トン】

第二種荷主：事業者①【M1トン】

事業者②【M2トン】

事業者③【M3トン】



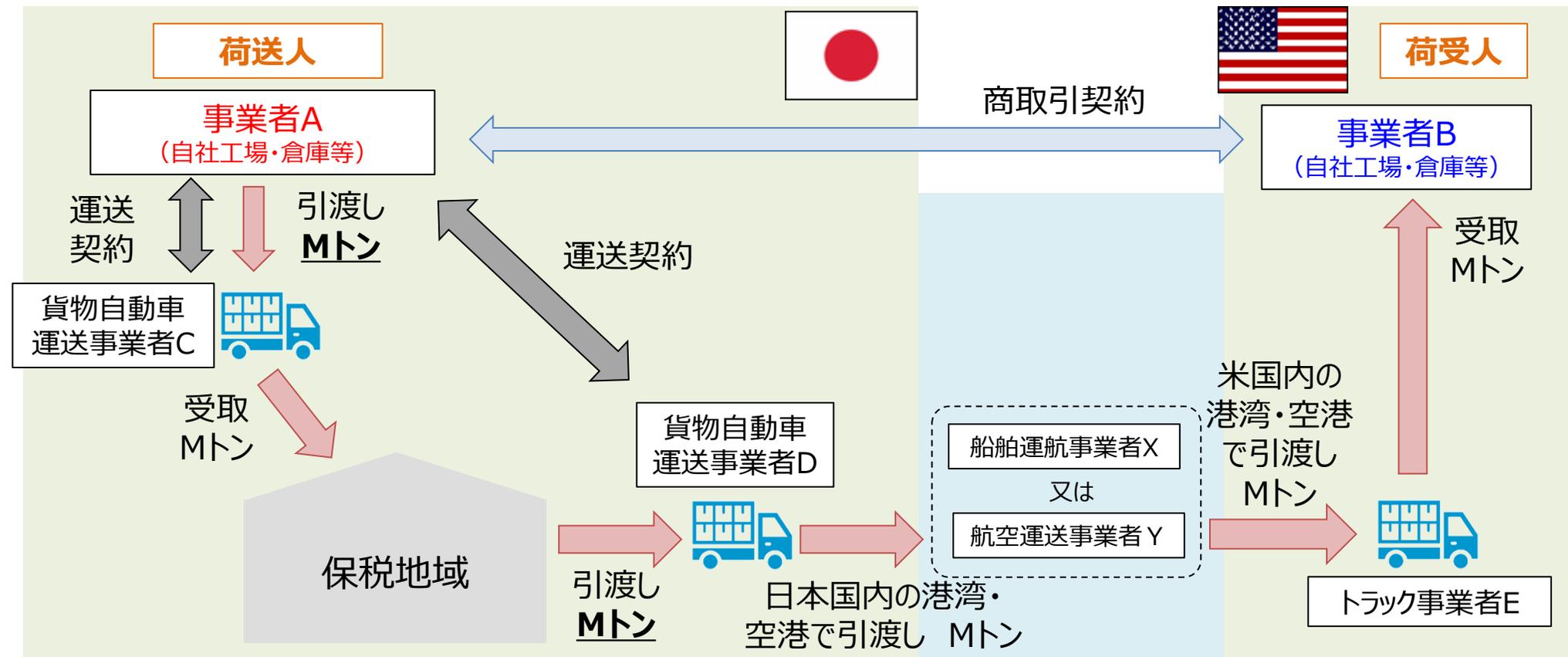
※ 定期報告に巡回配送を行っている旨が記載されている施設・運行については、国は指導等を実施するに当たり、以下の事情を考慮する。

- ・ 第一種荷主において、配送順や荷崩れを考慮し適切に積み合わせるために荷役等時間が延びる場合がある
- ・ 第二種荷主において、前の第二種荷主での荷卸時の荷待ち・荷役等に起因し到着が遅れた結果、予約時刻に間に合わず荷待ち時間等が延びる場合がある

※ 積み込み・積卸しを同時に行うなど、荷待ち時間等の切り分けが困難な場合は、時間計測の対象から除外してよい。

4-4. 海外への運送

- 海外へ発送するために国内の港湾・空港までの運送をトラック事業者に行わせる場合や、海外からの受荷について国内の港湾・空港からの運送をトラック事業者に行わせる場合も、荷主の努力義務及び特定事業者の指定基準重量への計上の対象となる。



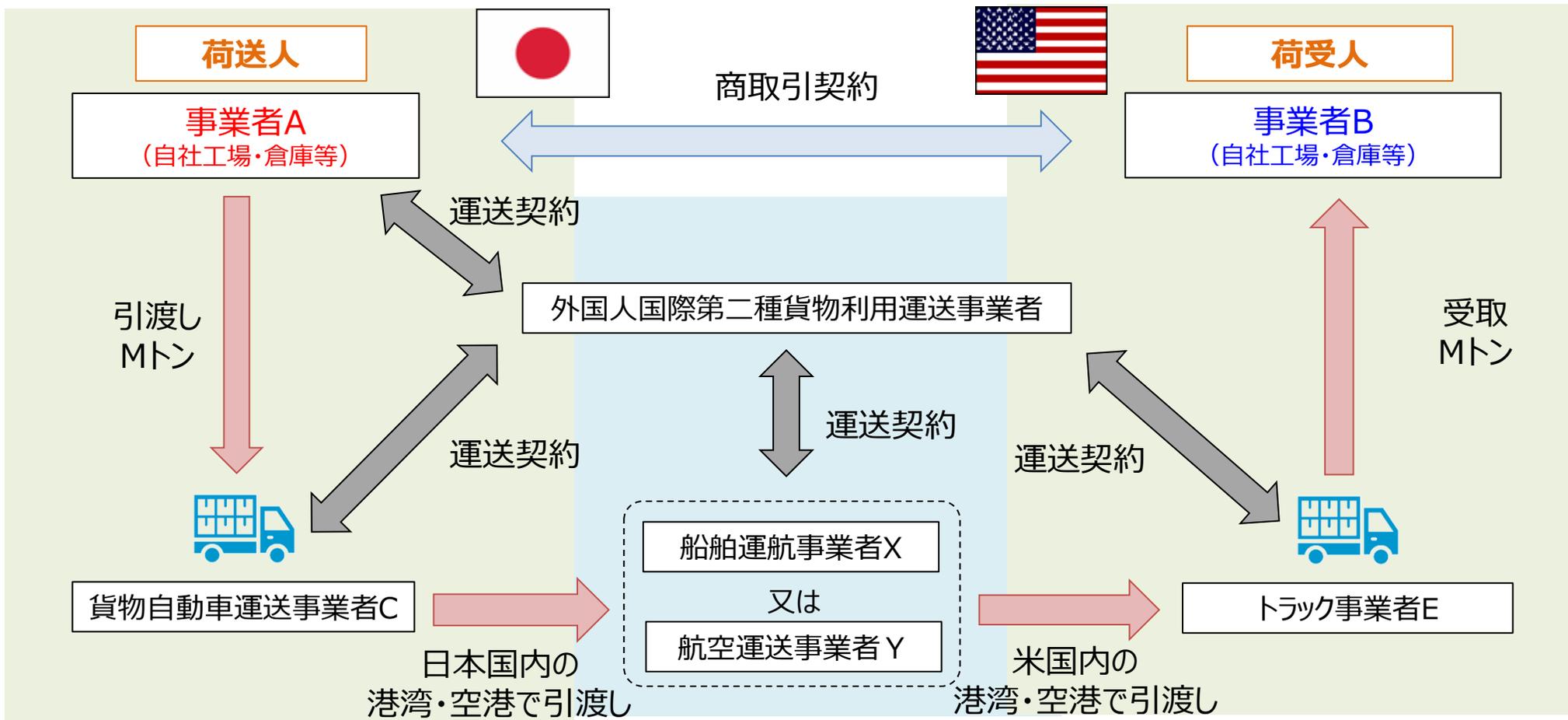
第一種荷主：事業者A
【2MT】

第二種荷主：なし

※本法においては保税地域も対象範囲内となるが、運送又は保管の事業としての受渡しである場合、保税地域は第二種荷主にならない
※事業者Bは日本国外での受取であるため第二種荷主にならない

(参考) 外国人国際第二種貨物利用運送事業者を利用する場合

- 海外へ発送するために国内の港湾・空港までの運送をトラック事業者に行わせる場合や、海外からの受荷について国内の港湾・空港からの運送をトラック事業者に行わせる場合も、荷主の努力義務及び特定事業者の指定基準重量への計上の対象となる。



第一種荷主：事業体A
【Mトン】

第二種荷主：なし

(※事業体Bは日本国外での受取であるため第二種荷主にならない)